

平成 29 年度 訪英調査結果

平成 29 年度動物愛護管理法に関する調査検討業務
報告書（抜粋）

平成 30 年 3 月

一般財団法人 自然環境研究センター

目 次

I 調査の目的と諸条件.....	4
(1) 調査の目的.....	5
(2) 平成 29 年度訪英調査概要	6
1. メンバー	6
2. 取材先.....	6
(3) イギリスの法制度と動物福祉政策について	6
1. 法制度に関する注意	7
2. 動物福祉法と動物福祉政策（活動）に係る各主体	7
II イギリスにおける動物福祉（保護）の活動.....	9
(1) 中央政府	10
1 イギリスの公的機関による動物福祉のモニタリングについて	10
2 DEFRA Animal Welfare & Exotic Disease Control Team の体制	10
3 イギリスにおける動物の福祉の確保について.....	10
4 犬の管理（Dog Control）について.....	11
5 犬のマイクロチップ装着義務について.....	11
6 犬猫の販売について.....	12
7 犬猫の販売業者が遵守すべき施設基準について.....	12
8 動物取扱業のライセンス制度に関する法改正について	13
9 個人飼養者による不適切飼養について.....	15
(2) 地方自治体.....	16
1 Wandsworth 区における動物福祉政策の位置づけ	16
2 マイクロチップの装着義務化について.....	17
3 危険犬管理について.....	18
4 犬猫の繁殖・販売について.....	19
5 地方自治体における犬の引取りについて	20
6 多頭飼育問題について	21
(3) Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals（RSPCA）	22
1 RSPCA 本部施設について.....	22
2 イギリスの法体系と RSPCA が果たす役割について.....	24
3 2006 年動物福祉法の制定における RSPCA の活動について.....	25

4	2006年動物福祉法の運用について	25
5	飼育等禁止命令について	26
6	被虐待動物の取扱いについて	27
7	RSPCAのinspectorについて	27
8	RSPCAが行う調査活動について	28
9	証拠の取扱い等について	28
10	個人の不適切飼養・多頭飼育問題について	29
(4)	Dogs Trust	31
1	Dogs Trustの活動について	31
2	犬の繁殖・販売について	32
3	犬のマイクロチップ装着義務化について	33
4	安楽死について	34
(5)	Kennel Club	36
1	子犬の販売経路について	36
2	ブリーダーに関する規制について	38
3	犬のマイクロチップ装着義務について	40
4	マイクロチップのデータベースについて	41
(6)	Battersea Dogs & Cats Home (施設見学)	43
1	Battersea Dogs & Cats Homeについて	43
2	Battersea Dogs & Cats Home Londonについて	43
1)	基本情報	43
2)	犬について	44
①	引き取り	44
②	保護施設における飼養管理	44
③	譲渡	45
3)	猫について	46
①	引き取り	46
②	保護施設における飼養管理	46
③	譲渡	46
4)	その他	47
(7)	RSPCA Millbrook Animal Center (施設見学)	48
1	RSPCAが運営するセンターについて	48
2	RSPCA Millbrook Animal Centerについて	48
1)	基本情報	48
2)	犬について	49
①	施設	49

②保護施設における飼養管理、他	50
3) 猫について	50
4) 小動物について	51
5) 馬について	51
6) 収容動物に関するレスキューの具体例	52

I 調査の目的と諸条件

(1) 調査の目的

日本の多くの動物愛好家の中で、インターネットやメディア等によりもたらされたイギリスの動物保護施策や状況についての部分的な情報をもとに、イギリスと日本の状況を単純比較しているケースが多く、中には相反する情報がインターネット等を通じて発信されているケースもある。

本調査においては、これらの情報の裏付けと真偽の確認のために、イギリスにおける動物福祉施策や民間団体による活動の現状を把握することを目的とし、行政当局者同士でなければ得られない情報もあるものと考え、ヒアリング形式での情報収集を行うものである。

ヒアリング先の選定にあたっては、国、地方自治体、業界団体、動物愛護団体を選び、それぞれの立場からの情報、意見を聴取した。

(2) 平成 29 年度訪英調査概要

日程：平成 30 年 1 月 28 日（日）～2 月 2 日（金）6 日間

訪問都市：ロンドン

1. メンバー

環境省 自然環境局総務課動物愛護管理室 2 名

現地通訳 1 名

記録担当者 1 名

2. 取材先

(1) Department for Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA ; 環境・食糧・農村地域省)

(2) Wandsworth Council

(3) Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA)

(4) Dogs Trust

(5) Kennel Club

(6) Battersea Dogs & Cats Home (施設見学)

(7) RSPCA Millbrook Animal Center (施設見学)

下：ロンドンの地下鉄の風景。通勤時間帯でも犬が乗車している様子がみられた。



(3) イギリスの法制度と動物福祉政策について

1. 法制度に関する注意

イギリス（グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国）は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの地域に分かれている。4地域はそれぞれ独自の法制度や議会制度をもっている。今回視察で訪れた、Greater London（大ロンドン；以下「GLA」という。）及びウエストサセックス州、ミドルサリー州はいずれもイングランド地域に位置しており、本報告書の内容は、特別な言及がない限りはイングランド地域に適用される規制に関するものとなっている。

イングランドは判例法の法体系に属しており、判例法（common law）と、制定法（statutes）が主要な法源となる。制定法から権限を委譲された省庁や地方自治体によって制定される規則（regulation）などの中には、制定法に準ずる効力を持つものがあり、それらは statutory instrument とよばれている。

イギリスは、議会主権の国であり、議会が制定法の策定に非常に大きな権限を持つ。また、日本のような成文憲法が存在していないため、日本における「違憲立法審査権」に相当する違憲判断はない。

刑事手続きにおいては、伝統的に私人訴追制度がとられており、誰でも訴追が可能となっている。1985年に Crown Prosecution Service（以下、「CPS」という。）が設立されて以降、私人訴追は例外的運用にとどまる。なお、日本では典型的な国家訴追主義が採用されており、刑事訴追の権限は、検察官が独占している

以上のように、イギリスの法制度は日本の法制度とは異なる点も多い。イギリスの法制度に限ったことではないが、外国の法制度を見る上ではこうした基本的な法制度の違いに注意をする必要がある。

2. 動物福祉法と動物福祉政策（活動）に関係する各主体

動物福祉政策については、DEFRA が、主にイングランド地域の基本的な政策を策定している。これが、イギリス全土の基本的な政策となるが、詳細は各地域の議会や政府で異なる。例えば、イングランドでは動物虐待罪の自由刑は最長 6 ヶ月となっているが、北アイルランドでは 5 年である。

イングランドで動物福祉政策を実現するための基本方針となっているのが、Animal Welfare Act 2006（以下、「2006年動物福祉法」という。）である。この法律は、実験動物を除くすべての飼養管理下にある脊椎動物に適用され、動物の飼養管理に責任を持つ者に、Animal Welfare（以下、「動物の福祉」という。）を確保する義務を課している。2006年動物福祉法 12 条は、DEFRA に対して、動物の福祉を推進する目的で、規則を策定する権限を委任している。この権限の中には、51 週を超えない期間の自由刑、5,000 ポンド（2018 年現在）を超えない範囲の罰金刑を科す権限も含まれている。

法の運用は、DEFRA の実施機関 (public bodies)、地方自治体による。動物関連犯罪に関する調査・訴追の多くは、後述の通り、国家機関ではなく民間機関である Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (以下、「RSPCA」という。)が行っている。これは、前述の私人訴追というイギリス法における一般的な仕組みを活用している。刑事捜査であるため、当然のことながら地方警察も調査・訴追活動を行う。

民間団体は、動物の保護活動や、リホーミング活動(様々な理由で飼育できなくなった犬猫を引き取り、新たな飼い主を探す。)ロビー活動などを行っている。

II イギリスにおける動物福祉（保護）の活動

(1) 中央政府

Department for Environment, Food & Rural Affairs (DEFRA ; 環境・食糧・農村地域省)

Animal Welfare & Exotic Disease Control Team

住所 : Nobel House, 17 Smith Square, London SW1P 3JR

ホームページ : <https://www.gov.uk/defra>

1 イギリスの公的機関による動物福祉のモニタリングについて

イギリス国内では、様々な主体が、動物福祉のモニタリングを行っている。DEFRA は、政策立案や、規制・基準の制定を担当している。地方自治体は、法律に基づくライセンス業務や、法律の運用を行っている。警察は、危険犬の管理などを担当している。警察官の中には、犬の管理に特化した職員 (dog control officer) がおり、彼らは危険犬の取扱い (handling) を学んでいる。Animal and Plant Health Agency (APHA ; DEFRA の executive agency の 1 つ) は、動物と植物の健康に関することとして農場内の輸送に関する活動や、市場や農場の査察 (inspection) を行っている。Food Standards Agency (FSA ; 英国政府非大臣省 [Non-ministerial government department] の 1 つ。) は、屠殺される動物の福祉を確保するため、屠殺場に職員を配置している。

2 DEFRA Animal Welfare & Exotic Disease Control Team の体制

DEFRA 内で動物福祉の監督を担当する Animal Welfare & Exotic Disease Control Team は、9 つのチームに分かれて活動している。具体的には、屠殺、農業動物、動物輸送、伴侶動物、サーカス動物、危険犬と危険な野生動物、国際関係、リスク管理、動物園動物と外来生物に関するチームがある。

農業動物の屠殺に関する動物福祉を確保するためのチームとは別に、農業動物の輸送に関するチームが置かれており、このチームは農業動物の市場 (つまり現場) に配置されている。サーカス動物についてのチームは、サーカス動物のライセンス制度を扱っている。このライセンス制度は、5 年前に制定された、**The Welfare of Wild Animals in Travelling Circuses (England) Regulations 2012** にもとづいたものである。国際関係チームは、OIE やヨーロッパ内の調整などを担当している。リスク管理チームは、化学物質が原因の緊急事態 (chemical)、生物学的要因の緊急事態 (biological)、放射能がかかわる緊急事態 (radio active)、原発事故 (nuclear)、その他自然災害や疾病の流行などに対応する疾病管理等リスクへの対応を担当している。例えば、鳥インフルエンザのような疾病が発生した際など、突然なにか起きたときにすぐに動けるように、平時から対応を検討している。

3 イギリスにおける動物の福祉の確保について

あらゆる動物の福祉の確保について、イギリスではケアの義務 (duty of care) が課されている。これは、2006 年動物福祉法に規定されており、飼養動物の福祉確保のための、傘

となる（基本となる）規定である。ケアの義務は、人によって捕らわれているすべての脊椎動物に適用される。ケアの義務の基準となるのは、5つの自由である。

4 犬の管理 (Dog Control) について

犬の管理については、HP で公開しており、市民は、飼育が禁止されている犬種や、規制について調べられるようになっていく。危険犬の規制 (Dangerous Dog Act1991) については、禁止や規則でがんじがらめにしない、ということが、ポイントとなっている。

5 犬のマイクロチップ装着義務について

マイクロチップの義務づけは、2016 年に施行された規則 (The Microchipping of Dogs (England) Regulations 2015) による。この規則の2つの骨格として、マイクロチップの犬への物理的な装着と、データベースの構築があげられる。飼い主情報の枠組みをつくるうえで、重要な仕組みである。

EU 諸国では、狂犬病管理のために、マイクロチップの装着を義務づけている場合がある。しかし、イギリス国内では、狂犬病は長い間確認されておらず、国内飼育の場合は狂犬病の予防接種を義務づけていない (EU 加盟国内を移動する場合は、EU 規則に従い狂犬病の予防接種などが必要になる)。イギリス国内でマイクロチップの装着が義務づけられたのは、狂犬病予防というよりも、「犬の福祉」の確保の観点にもとづく。

「犬の福祉」とは、具体的には、迷い犬が飼い主のもとに戻ることを意味している。マイクロチップが装着されていれば、捕獲された犬が、飼養管理下にあるかどうかを、直ちに明らかにできるので、(シェルターなどの) 犬舎生活を短くできる。すなわち、所有者不明の犬を飼い主に返還するにしても、譲渡するにしても、捕獲後の動きが迅速になるのである。実際に、迷い犬の返還件数は増加している (Dogs Trust の調査にもとづく)。

イギリスでは完全な野犬は存在しないと認識されている。野犬は公衆衛生上の問題が大きく、その存在自体が忌避するものと考えられている。マイクロチップ装着の義務づけは、野良犬の管理 (stray animals control) にも利益があるため、野犬予防にもつながると考えられている。

マイクロチップ装着義務づけの議論の中で、犬の体内へのマイクロチップ挿入により、ガンが発症するなどの、犬の健康被害を懸念する意見があった。この点については科学的根拠を確認したが、最終的にマイクロチップ挿入により犬の健康に被害が及ぶという科学的根拠がみつからなかった。対応として、もしもマイクロチップ挿入の副反応とみられる症状が確認された場合には、報告を義務づけている。なお、個人情報の流出を懸念する反対意見や苦情は見当たらなかったという。

日本では、マイクロチップによって飼養者を見つけられるというのは、私益にすぎず、公益ではないため、法的義務を課すべき理由にはならないという指摘がある。この点、イギリスでは、マイクロチップによって飼養者を見つけられることが公益であると理解されてお

り、日本のような意見はなかったという。むしろ、獣医師や保護センターに対して、連れてこられた犬のマイクロチップスキャンを義務づけしてほしい、という声があったくらいである。

犬についてのみマイクロチップの装着を義務づけている理由については、公衆の安全への影響の大きさを考慮している。イギリスでは、2013年には約6,800人が犬による咬傷で病院を受診しており、被害者の多くは子供や乳幼児である。また、少し古いデータではあるが、年間3,000人の郵便局員が被害にあっているともしられていた。なお、市民からは、猫のマイクロチップ装着義務化も求められている。

マイクロチップの装着義務は、規則では、保有者(keeper)と規定されている。もともと、ブリーダーが必ず最初の保有者になるので、実際はブリーダーである場合が多い。このブリーダーについては、ライセンスを受けているか、いないかは関係しない。保有者が変わった場合、新たな保有者(購入者等)が、データベースの情報を更新する義務を負う。

マイクロチップのデータベースは、現在10程度存在している。マイクロチップ装着が義務づけられる前から、3つか4つのデータベースが存在していた。これらは、犬に関わらず、あらゆる動物のマイクロチップ情報のために、さまざまなビジネス形態で存在していたと考えられる。義務化されてからデータベースがさらに増えた。

データベースについても規則内に規定があり、全て同じ様式で、互換性がなくてはならない。複数のデータベースがあるからといって、各々のデータベースでチップ番号を検索する必要はなく、どれかひとつのデータベースで検索すれば情報を得られるようになっている。データベースでは、条件を設定して絞り込み検索はできない。

6 犬猫の販売について

ペットの生体販売は、1951年ペット動物法(Pet Animals Act 1951)で規制されている。ペットの生体販売は禁止されておらず、ライセンスを取得すれば可能である。犬猫をペットショップで販売しているライセンス業者は非常に少なく、イギリス全体でも2%程度だと思われる。

現状では、犬猫の生体販売について、8週齢以下の犬猫の販売を禁止する、という明文の規定はない。あらゆる動物について、幼齢すぎる個体を販売してはいけない、と規定されているだけである。そこで、「あらゆる動物」を「犬猫」、「幼齢すぎる個体」を「8週齢以下の個体」と一般的には解釈している。8週齢については、多くの犬・猫があまりにも幼齢で親から引き離されているという問題や、規定の明確化のために法律条文に書き込みたいと考えている。

7 犬猫の販売業者が遵守すべき施設基準について

動物の販売等施設については、Chartered Institute of Environmental Health (以下、「CIEH」という。)が策定したモデルライセンスコンディション(Model Licence Condition)

という基準が定められている。

モデルライセンスコンディションの策定に際しては、NGO、地方自治体、DEFRA、業界関係者、ブリーダー（Kennel Club）など、様々な利害関係者を15~20人集めて話し合う。これには2つの理由がある。

第1に、基準の設定の妥協点を探るためである。基本的に基準は、科学的知見にもとづいた（エビデンスベース）設定がなされるが、項目の中には科学的知見がない要件もある。例えば、条文で「適切な職員の人数を確保しなければならない」と書かれているとき、基準で「犬10頭につき×人の職員を確保しなければならない」と具体化しようとしても、その人数を定める科学的根拠は存在しない。こうした場合には、議論を通して利害関係者の妥協点を探る必要があるため、様々な立場の利害関係者の関与が求められる。

第2に、運用への考慮がある。モデルライセンスコンディションは、地方自治体とブリーダーが運用する。よって、彼らに使いやすいようにしなければいけないという観点から、意見を示す機会が必要と考えられている。

8 動物取扱業のライセンス制度に関する法改正について

動物取扱業のライセンス制度は、現行法のもとでは、繁殖業、販売業、などライセンスごとに個別法で定めている。このような現行法のシステムに対しては、長い間、ライセンスの根拠法一元化を求める声があった。これを受け、DEFRAでは現在、動物取扱業ライセンス制度の個別法を包括的な1つの法律にまとめるために、改正案の草案を作成中である。合わせて、動物取扱業の施設基準の改定作業も進められている。

新たなライセンス制度のシステムは、現行のシステムよりも簡略化される。イメージとしては、オートバイの運転免許証に関する法律、普通自動車の運転免許証に関する法律、大型トラックの運転免許証に関する法律、とそれぞればらばらに法律があったものを、運転免許証に関する法律、として1つにまとめるというようなものである。法律の構造としては、附則（schedule）に各業の基準を規定する。基準は、販売、繁殖、乗馬、展示、犬猫舎を含む一時預かりに関する施設についての策定が検討されている。一時預かりについては、個人宅で預かる場合と、商業用施設で預かる場合の双方を含む。販売業については、最終的に消費者に販売するペットショップのみならず、流通過程も含めて規制がかかるような仕組みが提案されている。

この改正で導入が検討されているのが、リスクベースの規制である。現行法では、原則としてライセンス取得者は1年に1回査察を受けることが義務づけられている。また、ライセンスの有効期限は一律1年となっており、毎年更新が必要である。これに対して、改正後の法律では、最低限遵守すべき基準とは別に、優良基準を策定する。そして、優良基準を満たす業者は、査察頻度を減らす、ライセンスの有効期限を延長するなどの優遇を受けられるシステムにしようとしている。これにより、業者には優良基準を順守するインセンティブがはたらく。この優良基準をどのような基準にするか、を現在議論しているところである。

ライセンス制度は地方自治体が運営する。新法では地方自治体の運用に関する負担も削減できると考えられている。第1に、事務負担の軽減である。法律が一元化されれば、ライセンスの管理も一元化され、ライセンス管理の負担が軽減される。さらに、前述のリスクベースの規制を用いることで、全てのライセンスを毎年更新する必要がなくなり、ライセンス更新に関する事務作業が減少する。なお、ライセンスの更新については、現行システムでは更新月が固定されている。新法ではこの固定を廃止し、事務を行う時期を分散させる予定である。

第2に、査察回数を削減できる。地方自治体は慢性的に人員不足であり、査察は大きな負担となる。リスクベースの規制により、全体としては査察回数が減少すると期待されている。なお、ライセンス取得の要件となっている査察は有料であり、査察を受ける側が手数料を払う仕組みになっているようである。新法では、査察にかかる費用を全てまかなえるように計算し、手数料を設定する（金額を引き上げる）予定となっている。これは、EU法でよく使われるコストリカバリーという仕組みで、イギリス国内でもEU法が適用される屠殺場の査察についてはこの仕組みが働いている。（屠殺場の査察は、査察される側が支払う手数料によって、査察にかかる費用をまかなっている。）

新法の運用上の問題点として、査察を行う地方自治体の職員の専門性とトレーニングが指摘されている。地方自治体のライセンス発行事務担当者は、動物に特化したライセンス発行をおこなっているのではなく、パブ（酒類取扱）のライセンス発行など、ライセンス発行事務一般を扱う職員である。そのため、動物に関する知識は持っていない場合が多い。いくつかの地方自治体は、NGOと協力し職員のトレーニングをしているが、DEFRAが地方自治体職員を集めて教育するような仕組みはない。また、地方自治体の動物関連業務に従事する職員は、地方自治体に勤めるようになってから動物について学ぶ者もいれば、獣医師などのバックグラウンドをもって職員になる者もいる。

動物取扱業に関するライセンス発行では、動物に関する専門性は必須である。そこで、ライセンス発行担当者と獣医がペアで査察に行くなど、獣医師などの専門家が介入できる仕組みが検討されている。

例えば、現行の乗馬施設のライセンスに関する法律では、正式な獣医査察官として、**British Veterinary Association (BVA)** と **Royal College of Veterinary Surgeon (RCVS ; 獣医師の監督を行っている機関)** を指定している。このように、優良獣医師のリストをつくり、地方自治体が査察同行を依頼する獣医を容易に探せるようなシステムが考えうるが、実現するかは未定である。なお、イギリスでは、動物看護師についてもライセンス制となっている。**RCVS** が、**Veterinary Surgeons Act 1966** にもとづいて、獣医師と獣医看護師のライセンスを発行している。獣医師ライセンスによって可能な処置が限定されており、馬の歯科医師や装蹄師も規定されている。

9 個人飼養者による不適切飼養について

個人の飼養者による騒音、悪臭、多頭飼育崩壊などの不適切飼養には、様々な法律にもとづいて対応している。例えば、攻撃性の問題については **Dangerous Dogs Act 1991**、生活環境被害については **Environmental Protection Act1990**、ホーディングについては 2006 年動物福祉法や、重度の場合には **Environmental Protection Act1990** が適用される。なにができるかはケースバイケースである。**Dangerous Dogs Act 1991** については警察官が、**Environmental Protection Act1990** は地方自治体職員が対応する。ホーディングについては NGO が介入することもある。2006 年動物福祉法をつかえば、飼養状況に関して改善通告 (**improvement notice**) を発することも可能である。

不適切飼養が発覚する端緒は、市民による通報が多い。獣医師には、NAI(故意的外傷)の発見ガイダンスがあり、これに沿って虐待が疑わしい場合を判断できる。獣医については **Code of Conduct** が改訂され、重篤だと認められる虐待を発見した場合は地方当局に通報できるとされているが、この通報は義務ではない。獣医師は通常、飼い主が動物を虐待し、傷を負わせたとは考えない。任意の通報を認める規定は、この認識を変えるという意味もある。

近年、動物虐待には対人暴力と関連性が認められている。動物への虐待も、子供への虐待や DV も含めて、**One Welfare** ととらえる考え方が提唱されており、今後の議論の発展が期待される。

10 参考となる HP

ヒアリング後、動物福祉に係る参考 HP について以下の情報提供があった。

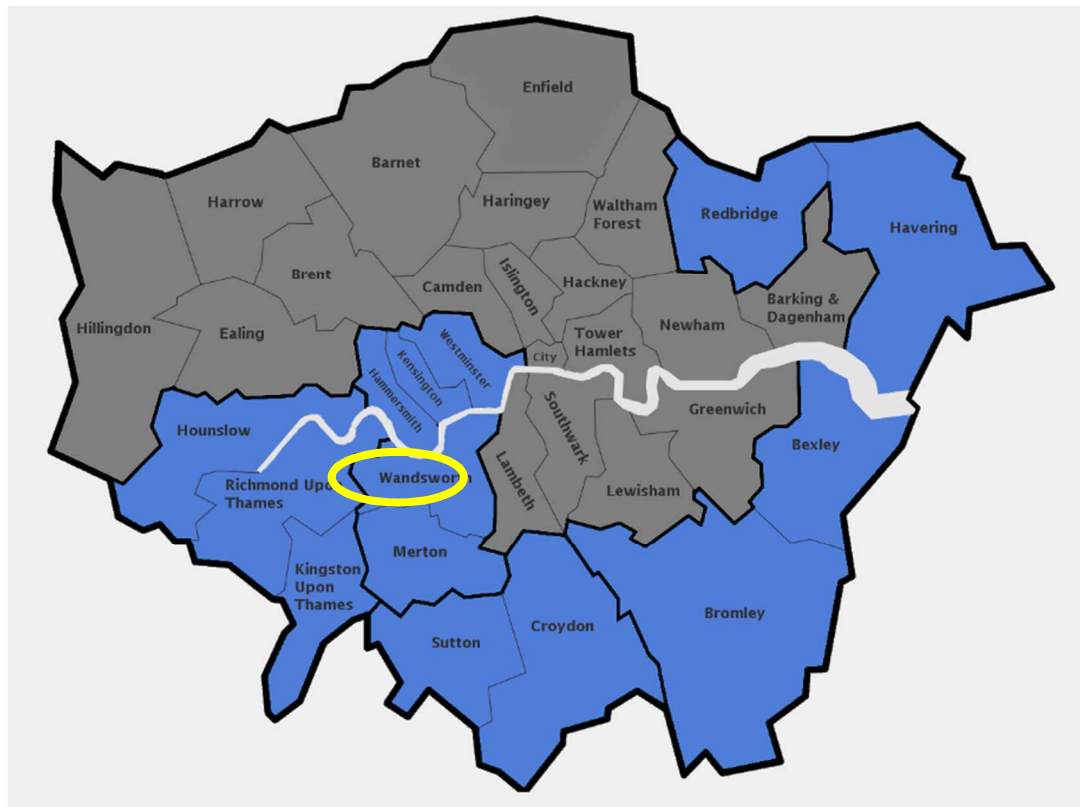
- Breeding establishments model conditions (note these are currently been updated and will be replaced before the end of this year) - https://www.cieh.org/CIEH-Model_Licence-Conditions-Guidance-Dog-Breeding-Establishments.html
- Codes of practice under the Animal Welfare Act (note these are currently been updated and will be replaced before the end of this year) - <https://www.gov.uk/guidance/animal-welfare-legislation-protecting-pets#codes-of-practice>
- Link to guidance for veterinarians on recognition of non-accidental injury - https://www.bva-awf.org.uk/sites/bva-awf.org.uk/files/user/20160415_awf_recognising_abuse_in_animals_and_humans_v10_web.pdf
- Details of the One Welfare Framework project – www.onewelfareworld.org

(2) 地方自治体

Wandsworth Council Animal Welfare Service

ホームページ : http://www.wandsworth.gov.uk/info/200512/dog_control_and_animal_welfare

基本情報



出典 : <https://glaconservatives.co.uk/find-by-map/>

- ・ GLA は、32 のロンドン区とシティ（基礎自治体）により形成される。Wandsworth 区は、GLA 南西部に位置するロンドン区の 1 つである。
- ・ シティとそれを取り巻く 12 の区はインナー・ロンドンを形成し、その外郭に位置する 20 の区はアウターロンドンを形成している。Wandsworth 区はインナー・ロンドンを形成する。
- ・ 2011 年国勢調査によると、人口は 306,995 人であり、その構成は、白人 78%、黒人 9.6%、南アジア出身者 6.9%となっている。

1 Wandsworth 区における動物福祉政策の位置づけ

Wandsworth 区では、約 30 年前、犬に関する問題に対応するために Dog Control Service という担当課が設立された。Dog Control Service は、3 年ほど前に、Animal Welfare Service（動物福祉課）と名称を変更し、犬に関する問題のみならず、動物福祉に関する問題を広く

担当するようになった。名称及び担当事務を変更した背景には、イギリス国内の地方自治体や行政サービス効率化の動きがある。業務の効率化、スリム化の名のもと、リソースがカットされていく中で、担当業務の幅を広げ、課の必要性を高めたという経緯がある。

担当しているのは、動物福祉に関する問題への対応、犬に関する刑法(criminal legislation)以外の規制(civil legislation)の運用、犬の飼い主に対する教育の提供、野良犬や危険な犬の捕獲・収容などがあげられる。

Wandsworth 区の Animal Welfare Service は、4名の担当官(officer)によって構成される。これは、GLA の中では職員数がかなり多いといえる。ほとんどのバラ(borough)では、業務の効率化、スリム化のあおりを受けており、担当官が1名しかいない。さらに、約半数のバラでは担当官がまったくいない状況である。

Animal Welfare Service の担当官の職務に、ペットショップへのライセンス発行などのライセンスに関する業務は含まれていない。ライセンス業務については、別の担当官が行っている。このライセンス業務担当官が2006年動物福祉法に規定されている、地方自治体によって認定された inspector でもある。しかしながら、このライセンス業務担当官は動物に関する専門知識は持っていない。ライセンス業務担当官とは別に、Animal Welfare Service の職員4名も2006年動物福祉法の執行権限を持っているということであるが、詳細は不明である。

DEFRA が公開している code of practice はあくまでもガイドラインであり、完全にその通りに運用しなければならないというわけではない。法律の運用は、国のガイドラインを解釈して、地方自治体が独自で運用している場合もある。Wandsworth 区では、国や地域(イングランド)のガイドラインにのっとって仕事をするというよりは、独自の取組みを、独自のガイドラインや指針に従って運用している場合が多い。

2 マイクロチップの装着義務化について

Wandsworth 区では、国による犬のマイクロチップ装着義務化に先行して、2009年にはすでに義務化の仕組みを設けていた。Wandsworth 区内の不動産業者と協力し、自治体のアパートや住居では、マイクロチップを装着した犬でなければ飼育不可としたのである。この仕組みは、犬にマイクロチップを装着しないと、最悪の場合は住居から追い出される可能性もあり、かなり強度の強い規制といえる。もともと、現在までに住居を失った人はいない。しかしながら、裁判手続きを始めるまでにいたったケースはある。

この仕組みを導入した狙いは、あくまでも飼い主の遵守を促すことであり、家を取り上げるためではない。飼い主の遵守を促すため、無料でマイクロチップを装着するサービスや、家に訪問してマイクロチップを装着する出張サービスも行っている。こうした犬のマイクロチップ装着に関する取組みは成功を収めており、現在も引き続き行われている。

犬へのマイクロチップ装着を義務づけた理由としては、危険犬に関する問題が影響している。市が提供する住宅に居住する若者の間では、危険犬に該当する犬種の犬(ブル系、ス

タフオードシャーテリアや、アメリカンブルなど)の飼育が流行していた。こうした犬をけんかせたり、チェーンローリング(犬は鎖につながれていて、お互い咬み付き合えないが、お互いを威嚇させあう行為)などの犬を使った反社会的行動が多くみられた。こうした行動は、主にギャングの構成員と関連付けられるような行動であり、対応が必要であった。マイクロチップ装着義務化により、こうした危険犬種の飼い主の情報を入手し、法の施行が必要になった際に、どこに危険犬種の飼い主がいるかすぐに特定できるようになっている。

マイクロチップ装着が義務化された2009年、2010年ころは、ブル系の犬種の遺棄が増加した。シェルターはブル系の犬でいっぱいになり、スペースの関係で殺処分せざるをえないという事態が発生した。現在は落ち着いており、遵守率(マイクロチップ装着率)は、8~9割程度である。

2016年、イングランドでマイクロチップを義務化する規則が施行された。これにより、Wandsworth区が独自に行っていた取組みが補完される。特に大きかったのが、違反者を訴追できるようになった点である。違反者が受ける手続きは次のようになる。まずは、28日間の法的拘束力をもたない警告が与えられ、期限内のマイクロチップの装着が求められる。28日を過ぎると、法的拘束力を持つ通知が送られ、21日間以内の装着が求められる。この通知に従わない場合、訴追手続きを開始する。Wandsworth区では、これに加えて、前述のように住居からの退去が求められる。

3 危険犬管理について

危険犬に関しては、人に咬みついた場合は、刑法上の違反(criminal offence)となるので、警察が介入する。もともと、Animal Welfare Serviceと警察は密接に連携しており、初動で通報を受けたり、調査を行うのはAnimal Welfare Serviceの担当官であることが多い。途中から警察へと委託し、警察が主導権を握って取り組む。

近年では、犬が人間を襲う事件は減少傾向にある。一方、犬が犬を襲うなどの、犬同士の事故の件数が増加している。このような犬が関連する反社会的行動に関しては、2014年に制定されたAnti-social Behaviour, Crime and Policing Act 2014で対応している。この法律は、動物関連に限らず反社会的行動一般を規制する。例えば、犬による公共施設(公園の設備等)の破壊、犬同士の喧嘩、犬が野生動物を襲った、というような行動が対象となる。

まず、飼い主に対して、地域保護警告(community protection warning)を出す。これは、法令順守を求める警告である。ここで、飼い主は自身の行動を改めるチャンスを得る。警告が遵守されたかどうかは、1年後に確認される。改善が認められない場合、地域保護通知(community protection notice)という正式な通知を出す。内容は警告と同じだが、警告が非公式なものであるのに対して、通知は正式な通知である。通知を受けてもなお、通知の内容に沿わず、改善が認められない場合には、飼い主を訴追する。この一連のプロセスは、飼い主が自らの行動を改めるためのものであり、訴追が目的ではない。飼い主が変わるためのお手伝い、という認識である。

イングランドでは、法律により危険犬種にあたる犬の飼育が禁止されている。危険犬種とは、主にピットブルを指している。Animal Welfare Service の担当官が職務活動中にピットブルを発見した場合は、警察へと対応を依頼する。

このピットブルの飼育禁止に関しては、法律が施行してから約 20 年が経過した現在でも議論があるという。ピットブルという犬種は、友好的で、飼い主を喜ばせること、尽くすことが好きなタイプの犬種である。根本的に危険な犬種というわけではない。しかし、飼い主が危険な行動を求めれば、飼い主の欲求を満たすために攻撃性を増し、闘うこともいとわないう意味では非常に危険な犬種といえる。万が一、悪意を持って、犬を間違った方向に導く飼い主に飼われてしまった場合に引き起こされる問題のリスクを考慮すれば、この禁止規制は妥当ともいえる。

ピットブルの飼育を禁止する法律は、2025 年ころまでにイギリスからピットブルがいなくなるという計算で施行された。だが、現在もコミュニティにはピットブルが存在している。特定犬種の飼育を禁止したからといって、意図した目的を達成できるかということ、必ずしもそうではないという結果がうかがえる。

Wandsworth 区の Animal Welfare Service では、危険犬の取扱い (handling) に特化した担当官がいる。こうした特別な職員は、犬の取扱いやボディーランゲージを読む訓練を受けている。一般市民から、危険な犬がうろついているという通報が相当数入る。多くの場合は、飼育が禁止されている危険犬種の犬ではなく、一般市民が犬のボディーランゲージを読み取れないので危険に見えている、という場合である。現場で対応をせまられる多くの典型的なパターンは、fear baiter (怯えているから咬む犬) である。こういった、怯えているがゆえに咬みついてくる犬への対応には細心の注意を払っており、時には特別な用具を用いて対応する。

4 犬猫の繁殖・販売について

地方自治体レベルでも幼齢犬の問題は、非常に大きな問題となっている。近年では純血種を掛け合わせた雑種の繁殖が盛んである。こうした雑種のブリーダーは、必ずしも一般の人に透明性が確保されていない状況で繁殖を行っており、子犬がなんらかの問題をもっている、ほとんどの場合は流通してから発覚する。

こうした繁殖業者への対応策のひとつとして、全ての繁殖業者をライセンス制にすることも考えられる。しかし、自治体にはそういったライセンスを受けた人たちの査察をして、違法な人々を探し出すための人員も資金も不足している。本当に責任を持って少数だけブリーディングをしている繁殖業者にとっては、自分たちはきちんとやっているのに、隣で違法行為をしている人たちが捕まらない、という不平等感を生む懸念がある。

加えて、Wandsworth 区では、ライセンス発行担当官は動物福祉関連の職員ではない、という問題も指摘される。Wandsworth 区を含むほとんどのイギリスのバラでは、認定をうけた Environmental Health Officer (以下、「EHO」という。) がライセンスの発行業務を担

当する。EHO が動物に関する知識を持っているとは限らない。実際に Wandsworth 区のライセンス業務を担当する EHO も、動物に関する知識は持っていない。この点、Wandsworth 区では Animal Welfare Service 担当官が査察に同行することで、EHO に不足している知識を補っている。しかし、他のバラでこうしたパートナーシップが組まれているとは限らず、動物について何も知らない担当官が、インターネットや本で場当たりの得た知識でライセンス業務を行っている。優良ブリーダーにとっては、不平等感を覚える状況である。

飼養施設の基準については、ライセンス取得の基準として使用されている CIEH が策定したモデルライセンスコンディションの中に、数値基準が規定されている。これは、あくまでもライセンス業務担当官が、ライセンスに関する枠組みにもとづいて行う判断のガイドラインである。ライセンス業務担当官に同行する Animal Welfare Service 担当官は、必ず 5 つの自由が満たされているかという観点で査察を行う。ライセンスに関する数値基準を満たしていたとしても、5 つの自由が確保できていないと判断すれば、2006 年動物福祉法に抵触するので、意見する。

現在は、ライセンス取得の際の基準として、複数のモデルライセンスコンディションが存在しており、古いバージョンを使用している自治体もある。どのバージョンを使用するかは、自治体の自由となっているが、これを下回る基準による運用は認められていない。この基準は改定作業中であり、近年中に自治体で使用する基準は統一される予定である。

5 地方自治体における犬の引取りについて

迷い犬の捕獲は、Environment Protection Act 1991 によって、地方自治体の義務とされている。捕獲した犬は、7 日間、自治体で保護する。自治体としては、元の飼い主へ犬を返還するのが第一目標である。自治体による犬の譲渡は、ほとんどの自治体では行われていない。

Wandsworth 区における迷い犬の飼い主への返還率は、約 86% である。捕獲してすぐに飼い主の元へ戻れる犬もいれば、数日間、自治体で保護される犬もいる。なお、Wandsworth 区では自治体所有の犬舎がない。よって、民間の、犬舎があり、飼養管理を行っている施設に管理を委託している。

返還できなかった 14% の犬は、譲渡施設を通して新しい飼い主を探す。Wandsworth 区では、ブル系の犬種に特化した施設と Battersea Dogs&Cats Home を利用している。Battersea Dogs&Cats Home は、多くのロンドンの自治体が利用している。

捕獲した犬を安楽死 (euthanasia) するというポリシーは、自治体として持っていない。そういったポリシーを設けてしまうと、犬の福祉に配慮するというよりも、経済的な事情で安楽死を行おうというインセンティブが働く可能性が強い。そこで、安楽死という選択肢からは、なるべく遠ざかろうという考えを持っている。

安楽死を行うのは、重度の病気で、犬の福祉を確保できない場合と、危険犬種にあたるので、法律上譲渡できない (飼育が違法となる) 場合である。病気の犬については、獣医師の

見解を聞いてから判断する。安楽死は、基本的に保管期間の7日間を過ぎてから行われる。ごく稀に、重度の病気を理由に、7日間以内に安楽死にする場合がある。これは、7日間生かしておくよりも、その場で安楽死にしたほうが犬の福祉に資するという獣医師の判断にもとづくものである。

6 多頭飼育問題について

多頭飼育問題については、飼い主が精神疾患を抱えている場合が多いので、自治体の職員、ソーシャルワーカーに紹介（referral）して取り組んでいる。イギリスの公務員には弱い立場の者を守る（safeguard vulnerable people）という義務が課されており、紹介の基準が決まっている。動物がネグレクトされている家に子どもがいる場合、子どもも同じような目に合っている可能性が高い。そういったケースでは、手順に則って、自治体のソーシャルワーカーに紹介する。多頭飼育についてというよりは、人を守るための仕組みである。

よくある事例は、次のようなものである。犬の飼養管理状況が非常に悪く、中を見てみると、飼い主の生活環境も非常に悪い状態であった。そういった飼い主は、守るべき弱い立場の者とみなして、福祉担当者に飼い主のケアについて協力を依頼し、犬は Animal Welfare Service が対応する。

直近の福祉担当課と協力した事例は、以下のようなものである。野良のブル系犬種を捕獲し、装着されていたマイクロチップの情報をもとに飼い主を探した。飼い主は、ホームレスの男性であり、精神疾患を抱えていた。犬の保管期限が7日間であり、7日を過ぎると新たな飼い主を探すことになるかと伝えると、非常に混乱し、繰り返し自殺をほのめかす言動が見られた。この男性の母親に連絡したが、協力は得られなかった。そこで、男性を守るべき弱い立場の者とみなし、本人の了解を得て福祉担当課に紹介し、犬は男性が定住先を見つけるまで保護することになった。

(3) Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA)

本部：Wilberforce Way, Southwater, Horsham RH13 9RS

ホームページ：<https://www.rspca.org.uk/home>

基本情報

団体の概要

- ・1824年、マーティン法（正式名称）の運用、執行を目的として設立。
- ・動物福祉を目的とするチャリティ団体（登録番号：219099）。
- ・2016年収支
収入 1億4,350万ポンド（内、遺贈及び寄附1億2,130万ポンド）
支出 1億2,300万ポンド（内、動物病院及びセンター運営費用4,170万ポンド、視察費用3,580万ポンド、訴追における動物のケア費用390万ポンド、訴追における訴訟費用430万ポンド）

主な活動

- ・動物関連法の運用、執行に大きな役割を担っている。
- ・伴侶動物、農業動物、実験動物、野生動物等、全ての動物を対象としている。
- ・傷ついた野生動物に対しては、治療、リハビリを行い、野生に戻す活動をしている。
- ・24時間ホットラインを設置し、虐待に関する通報の他、動物に関するレスキュー要請（溺れている等）も受けている。
- ・2016年は、129,602頭の動物を救出、捕獲している（内、犬8,009頭、猫30,010頭）。

1 RSPCA 本部施設について

- ・RSPCAの本部は、1970年頃にPiccadilly (GLA) から、イングランド南東部Horsham（ウェストサセックス州）へと移転。
- ・組織全体では1,600名程度が働いており、うち約500名はinspectorである。inspectorは、RSPCAの活動の最前線にいる職員であり、市民への対応、動物の捕獲、虐待事件の調査、虐待された動物の保護などを担当している。
- ・RSPCA本部では、約350名が働いており、うち約70名はファンドレージングを行う職員である。
- ・本部の建物は3階建てで、エアコンがなくても一定の室温を保てるなど、環境に配慮した設計になっている。
- ・本部へは、犬の同伴出勤が可能である。これは、犬の福祉への考慮から、飼い主が4時間以上犬と離れてはいけない、というRSPCAの考えにもとづく。

会議室の中には、犬が入室可能な部屋があり、本部周辺には庭のような施設もあるので、犬を散歩させたり、運動させたりできる。自分の飼っている犬を連れてきている職員だけ

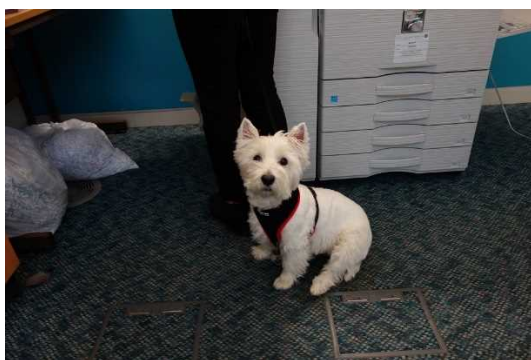
でなく、一時預かり（フォスター）している犬を連れてきている職員もいる。（社内に子犬を連れてきている職員がおり、階段を歩く訓練をしていた。朝は犬と本社周辺を散歩する職員が、昼休みはカフェテリアの外で犬とボール遊びをしている職員がいた。）



左：犬が入室可能な会議室のサイン

左下：会議室中の犬

右下：ランチタイムにカフェテリアの外で犬を遊ばせている様子



- ・3階は、渉外担当、広報担当、資金調達担当の部署がある。資金調達担当では、チーム単位で活動している。受け付けている寄附の方法は、市民による月々定額の寄附、個人の大口寄附、プロジェクトに対する寄附、法人からの寄附など様々である。資金調達部門では、こうしたサポーター支援やアフターケアも行っている。
- ・2階には法務担当、人事担当、プロジェクトチームなどが席をおいている。

イギリスは、地域（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）に応じて法律が異なるため、法務担当はそれぞれの地域の担当に分かれている。法務担当では、動物関連の規制や訴追に対応するだけでなく、様々な外部委託に関する契約書や、パートナーシップの合意書面の作成なども行っている。最近では、世界的ファッションブランドから、自社で扱う革（オーストリッチ）の生産過程に関する調査依頼があった。具体的には、南アフリカにあるダチョウ農場の飼育環境、輸送、屠殺までを現地視察、調査した。こうした調査の契約書類作成なども、ここで行っている。

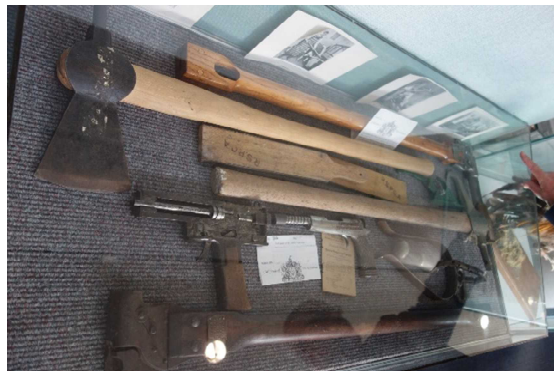
人事担当では、ボランティアの管理やトレーニング、**inspector** のトレーニングなどを扱っている。**inspector** は、肉体的に厳しい仕事で、服を着たまま泳ぐ訓練や、ボートを使う訓練などもある。昔は男性しかおらず、教官も軍や警察の人間だったが、近年では女性が多い。**inspector** 部門の奥には、関係者以外立入禁止の潜入・覆面調査に関する部署がある。潜入・覆面調査は、闘犬や組織犯罪、犬を使った違法ハンティングの取締りなど

を行っており、こうした違法行為の調査には大きな危険を伴う。inspector の訓練は、inspector 自身を守るためのものでもある。

人事担当エリアと潜入・覆面調査に関する部門のエリアの間には、RSPCA の歴史的な品や、トロフィーなどが飾られている。RSPCA は農業動物の福祉確保から発展した団体なので、歴史的な屠殺道具が置かれていたり、歴代の inspector が使用していたガイドブックなどが飾られている。



オフィスの様子



歴史的な屠殺道具

1 階には、カフェテリアと経理担当、本部建物のメンテナンス担当がおかれている。

2 イギリスの法体系と RSPCA が果たす役割について

150~200 年前のイングランド及びウェールズ地方では、犯罪行為について、何らかの申立てをした場合には、個人の市民が、個人の名の下において裁判所に行って手続き（訴追）をするという方法（私人訴追）がとられていた。歴史的に、個人による訴追が習慣化していたのである。イギリスに動物を保護する法律ができた 1822 年当時は、国家レベルでの警察組織が存在していなかったため、RSPCA で inspector として人を雇い、動物を保護する法律に関する違反者の犯罪行為を裁判所へ申立てるといった役割を担っていた。

その後、国家機関、国家システムの変化により、警察組織が各地で組織された。このころから、警察も訴追を行うようになった。しかし、個人による訴追の権限がなくなったというわけではなく、RSPCA は引き続き、訴追を行っていた。

1980 年代に、CPS が設置された。CPS の設置により、一般的には国家による訴追者として、CPS が警察の名の下に訴追を行うというかたちをとられるようになった。ここでも、私人が訴追する権利は失われず、CPS による国家訴追が導入されて以降も、RSPCA による訴追が継続している。

RSPCA が訴追を続けるのは、警察のリソースの問題がある。警察のリソースは限られており、優先順位を決めて執行を行わなければならない。特定の課題について、警察以外の者が対応できるのならば、警察はリソースを節約することができるので、その課題の優先順位は低くなる。

国家訴追と私人訴追が併存した結果、RSPCA のような民間の団体でも、専門性が磨かれ

た。こうして、政府が動物関連の法律を新しく導入したり、改正したいと考える際に意見を求める存在になれたのである。

3 2006年動物福祉法の制定における RSPCA の活動について

現在、イギリスの飼養動物の動物福祉確保のベースとなっている法律は、2006年動物福祉法である。2006年動物福祉法が制定される以前に使われていた法律、Protection of Animals Act 1911（以下、「1911年動物保護法」という。）は、悪法ではないものの非常に古い法律であった。そのため、最新の傾向や同行に追いついておらず、最大の問題として「動物自体を保護しておらず、必ずしも虐待の予防に効果があったわけではない」という点が認識されていた。

RSPCA は、動物虐待の予防に特化した法律の制定を求めている。政府に対して、1911年動物保護法を、動物に苦痛を与えかねないような方法での動物の飼養管理を禁じると改正するよう要請していたが、政府の反応は薄かった。これは、RSPCA にとっても予想通りの動きであった。

予想外だったのは、政府から RSPCA に対して意見を求める連絡が入ったことである。このとき求められた意見は、もともと RSPCA が要請していた虐待予防についてだけではなく、その他になにか改善すべき点はないかという広い内容のものであった。RSPCA の担当者は訴追部門に所属しており、たまたま個人的に理想的な法律案を作成していた。そこで、その法律案にもとづき、意見を述べた。意見交換後、DEFRA は動物福祉関連法の改善について一般市民の意見を募集するパブリックコンサルテーションを行った。

RSPCA が、2006年動物福祉法の中で最も評価しているのが、動物の福祉を保障する義務が導入された点である。これにより、イギリスで初めて、動物虐待を予防するという観点からの法律が誕生したといえる。具体的には、動物が実際に苦痛をこうむる前に、当局が介入し、動物の飼養管理を指導できるようになった。

RSPCA の inspector は、年間約 15 万件の通報に関する査察を行っている。その通報のほとんどは、飼い主へのアドバイスや教育で解決するものであった。しかしながら、法律開始以前には、飼い主がアドバイス等を無視しても、手をこまねいているしかなかった。2006年動物福祉法で動物福祉を保障する義務が規定されたことで、RSPCA のアドバイスに従わなかった場合、最悪は訴追されるというリスクが飼い主側に発生した。この 1 点が、過去 100 年をみても、動物福祉において最も大きなターニングポイントと評価されている。

4 2006年動物福祉法の運用について

イギリスでは、動物関連法には様々な利害関係者が存在している。RSPCA は法律を執行運用する役割を担っているが、警察官や自治体にも、法律を運用する役割がある。しかしながら、前述のように自治体や警察には、動物関連法を運用するための十分なリソースがない。他の執行機関のリソース不足という背景から、イギリスでは RSPCA が、動物関係の訴追を

率先して行う構造になっている。重要なのは、法律は運用されなければ、存在しても意味がないということである。RSPCAによる法運用の根底には、すばらしい法律があったとしても、運用が不十分であれば意味をなさないという考えがある。

2006年動物福祉法に、RSPCAの役割は規定されていない。2006年動物福祉法上の立入権限なども、RSPCAには与えられていない。2006年動物福祉法では、立入権限などの強制権限を持つ執行機関として「inspector」（RSPCAのinspectorと同じ用語を用いているが、異なる存在である。）を地方自治体などが任命できると規定している。RSPCAのinspectorがこの任命を受けるのは、理論上は可能である。RSPCAとしては、この任命を求めるかどうか今後検討の可能性はあるものの、おそらく認められないのではないかという認識を示している。

RSPCAによる訴追は、一般市民にも適用される一般的な法（common law, common peace of law）を用いて行われている。法律の運用の大きな役割を担っているにもかかわらず、制定法上の権限はない。

5 飼育等禁止命令について

2006年動物福祉法は、裁判所に、動物虐待罪について有罪判決が下された者に対して、将来的に動物の飼育や動物と関わる行為について制限する、飼育等禁止命令を発する権限を与えている。この制度は、2006年動物福祉法以前（1954年）から導入されていた。

飼育等禁止命令には違反者に罰を与えるという側面と、犯罪を予防するという側面がある。違反者に対する所有物の没収や、行為の禁止は、イギリスでは一般的な規定である。例えば、飲酒運転によって有罪となった者には、運転禁止命令が発される場合があり、動物に限られたものではない。禁止された者の権利を侵害するという考え方もできるが、イギリスでは、犯した罪には相応な罰が必要であると考えられている。なお、イギリス政府は、2006年動物福祉法が、人権を侵害しないという認識を示している。

飼育等禁止命令の運用は、2006年動物福祉法の欠陥のひとつと認識されている。ある人が有罪判決を受けると、その判決の内容や情報が警察のコンピューターに保存される。飼育等禁止命令は、判決文の一部であるため、このデータベースの情報に含まれている。警察は、このデータベースにアクセス可能である。

しかしながら、実際の運用は、警察ではなく一般市民からよせられる情報に頼っている部分が多い。飼育等禁止命令が下ると、その地域の新聞に掲載されるため、周辺住民が把握している場合が多いのである。

2006年動物福祉法案の議論段階で、政府から、有罪判決の詳細や、地方自治体が発行した動物関係のライセンス、警察の関与等に関する情報を包括的に、ひとつのデータベースで管理しようという案があった。このデータベースが実現していれば、法運用は今よりも格段に容易になったはずである。だが、経済的な理由から、この案は実現しなかった。現在、ウェールズ政府が、同様の動物関係法の違反者が登録されるようなデータベースをつくらう

として、話を進めているという。

飼育等禁止命令は、運用面については若干難しい部分がある。しかし、いったん飼育等禁止命令を受けた者は、それに違反して再度訴追されるというリスクをとりたがらないため、往々にしてそれなりの効果があるといえる。

6 被虐待動物の取扱いについて

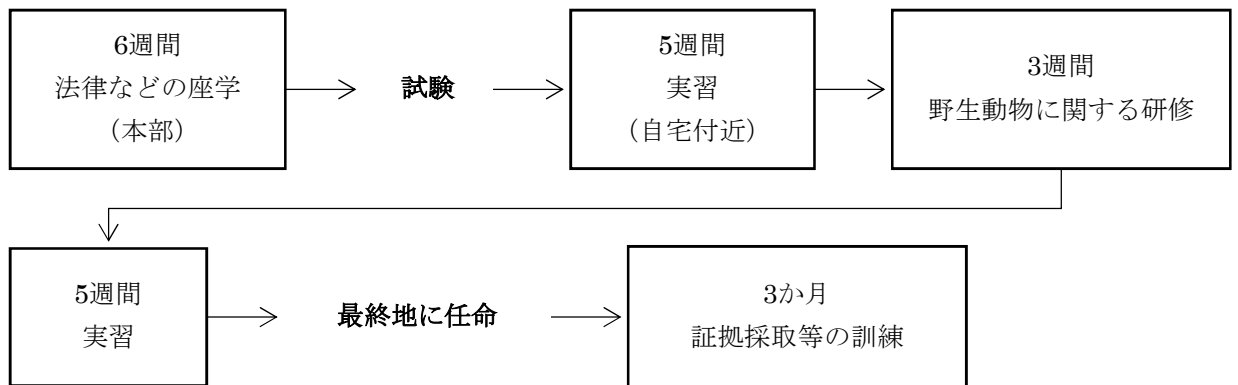
現在イギリスでは、行政の支出削減の強い動きがある。動物虐待罪の 1 審を扱う治安判事裁判所についても、地方では多くの裁判所が閉鎖されており、裁判を行うには時間がかかる状況である。

判決が下るまでの間、虐待のおそれのある動物は、RSPCA が保護する場合が多い。動物が押収される場合もあれば、飼い主を説得して所有権を放棄してもらう場合もある。所有権を放棄してもらえない場合は、費用は RSPCA が拠出して一時的に保管する。

被告人が逮捕されず、在宅で訴追になるケースもある。こうしたケースでは、飼い主が動物を手放したくない場合もある。その場合は、2006 年動物福祉法にもとづく押収権限によって動物を押収する。または、裁判所に申請し、disposal order を発してもらい、disposal order は、法の執行者に対して、動物を譲渡する、もしくは販売する権限を与える命令である。disposal order は、もともとは農業動物への対応を想定した規定である。例えば、羊の群れがネグレクトされている場合、法の執行者が現場に通い、羊の世話をしなければならぬとなると負担が大きい。そもそも、羊というのは、食肉等によって使用・屠殺される動物なので、ずっと飼養管理していても理に合わないのである。そこで、disposal order を出してもらい、羊を販売したり、別のところに譲渡する。disposal order は、現在では、農業動物に限らず、全ての動物に適用することができる。

7 RSPCA の inspector について

RSPCA の inspector のトレーニングは、1 年間をかけて行う。最初の 6 週間は、本部で法律などの学問的な知識を学ぶ。その後試験を行い、合格すると、実習が始まる。はじめの 5 週間は、研修生の自宅近くで実習を行う。その後、3 週間野生動物に関する研修を受け、実習の残り 5 週間は都会育ちの人ならば、地方の農村地域など、研修生が慣れていない環境で実習を行う。実習期間終了後、最終地に任命される。最終地に任命されてから 3 か月間、Skills for Justice (NPO 団体) 認定の訓練所で、訓練を受ける。この訓練は、警察や地方自治体の査察担当官、消防士や税金担当官なども受けるもので、証拠品の収集・保管に関する技術や、一般市民から証言を得る技術などの実践的な技術の訓練である。この訓練を修了してはじめて、RSPCA の inspector となる。



8 RSPCA が行う調査活動について

前述の通り、RSPCA の inspector には制定法上の強制的な捜査権限が与えられていない。強制的な権限を用いる必要がある場合は、警察に協力を求める。もっとも、多くの場合は捜査対象者の同意を得て調査できるため、警察の協力は必要ないという。警察の協力を必要とするのは、捜査対象者が非協力的な場合などの限定的な事例であり、警察のリソースを圧迫することもない。警察としても、例えば麻薬関連の捜査をしている際にネグレクトされた動物が発見された場合に、動物については RSPCA に保護などの対応を依頼している。RSPCA と警察のパートナーシップは、相互にとって利益のあるものといえる。

inspector が収集した虐待事件の証拠は、訴追部門の職員へと引き継がれる。RSPCA では現在、事件ファイルを電子化する動きがあり、写真やビデオ記録等の証拠、調書等が保存されている。担当 inspector の報告書には、これまでの苦情や立入調査の記録、どういった経緯で RSPCA に通報されたか、証拠の概要や証言者についての記録、証拠の評価（証拠が十分である部分と、証拠が不十分で弱い部分）、事件に対する総合的な inspector の評価が示されている。

これらの証拠や書類をもとに、訴追部門の職員は、訴追するか否かの判断をする。判断の重要な基準点は、訴追が公益（public interest）にどのぐらい貢献するか、である。事例によっては、訴追ではなく、裁判外の手続き（out of court disposal）のほうが適当であると判断される場合もある。

9 証拠の取扱い等について

イギリスと日本では証拠の取扱いが異なる。日本では、法定された手続きに従わず、違法に収集した証拠は裁判所で証拠として採用されない。

一方、イギリスでは、自白（confession）や証言と物的証拠によって扱いが異なる。自白の場合、捜査担当官（investigate officer）が、その証言を得るにあたって圧力をかけたなどの問題があった場合、裁判所は証拠として採用しない。

証言以外の証拠が裁判所に採用されるか否かは、状況に応じて異なる。たとえ違法な手続きで集められた証拠であっても、それが別の視点から検証できる場合は証拠として採用さ

れる可能性がある。イギリスの裁判所の傾向として、証拠の本質的な価値に影響しない、手続きの不備などの技術的な問題が、犯罪の隠れ蓑になるのは避けるべき、という見解がある。

具体的には、次のような例がある。私有地の奥から犬が苦痛を受けて鳴くような声が聞こえ、公道上からは状況が確認できなかった。担当官は、動物に死の危険が及ぶ可能性がある場合は、私有地へ立ち入って動物を保護することが認められているので、私有地内へ立入り、状況を確認した。すると、犬は興奮して鳴いていただけであった。しかしながら、その犬の飼育環境は、動物の福祉が確保できていない劣悪な環境であった。この場合、動物に死の危険が及ぶ可能性があったわけではないので、私有地への立ち入る正当な理由が存在していない。よって、立入り自体は厳密には違法であるが、その立入りの際に見聞きした内容は証拠として使用できる場合がある。

なお、私有地への立入りの違法性については、立ち入るべきと考える正当な理由 (*reasonable belief*) があつたかがポイントとなる。鳴き声や、臭いなど、具体的に五感に訴えるような理由があり、そういった正当な理由にもとづいて立入調査を行ったと認められれば、立入後に実際には理由がなかったと発覚しても、担当官は責任を問われない。

動物に死の危険が及ぶ可能性がある場合というのは、厳格に設定されている。典型例としては、暑い日に、犬が車中で置き去りにされているという状況である。こうした状況下では、担当官や警察官は、車の窓を打ち破って犬を保護することができる。

10 個人の不適切飼養・多頭飼育問題について

不適切飼養への対応としてまず重要なのは、飼い主へのアドバイスである。RSPCA ではアドバイスを提供するための書類 (*form*) を用意している。これを渡された飼い主は、なにが不適切なのかを明確に確認できる。*inspector* は、書類を渡して1週間程度してから、対応がとられているか確認するが、9割の飼い主は、記述通りに必要な改善を行っているという。まずアドバイスをして、それをきちんとフォローアップするというシステムは、前述のとおり、2006年動物福祉法によって、実効性が確保された。現在は非常によく運用されており、効果的である。

アニマルホーダー (多頭飼育崩壊) の問題は、世界各国で問題となっていて、イギリスも例外ではない。RSPCA では、現在2つの方法で対応を行っている。

1つは、予防的な対応である。これは、マンチェスターで試験的に行われている。動物を多頭飼いでいて、問題が起これそうな飼い主を、問題が起こる前に特定する。そして、獣医師に介入してもらい、不妊去勢手術や害虫駆除を行う。

この方法は、飼い主に協力してもらう必要がある。実際にホーダーと定義づけられるような状況に陥った飼い主は、多くの場合重大な精神疾患を抱えており、協力を得られない。RSPCA の専門性はあくまでも、動物福祉にある。実際にホーダーと判断される場合には、動物はすでに苦痛をこうむった状況であり、犯罪となりうる行為がそこにあることになる。こうした場合、RSPCA が飼い主である人を支援する方法は、訴追という手段しかない。

2つ目の対応は、動物虐待で有罪判決を受けた人を対象とした教育である。有罪判決の中で裁判所が、2日間のコースへの出席を命令する。命令を受けていない人の、任意の参加も可能である。これは、保護観察 (probation service) の一環として取り組まれている。始めたばかりのプロジェクトなので、成果についての評価はまだできない。

イギリス国内では、ホーディングは1つの病気として確立している。近年では、動物に限らず、全てのホーディングについて取り上げるメディアやテレビ番組が増えており、一般市民の中でも認識されている。精神疾患として認識されているという観点から、多頭飼育していた飼い主を訴追した場合に、裁判所が責任能力がないと判断する理論上の余地がないとは言えない。しかしながら、ホーディングは精神疾患としては、比較的軽度なものである。認知能力については問題がなく、裁判手続きの状況も認識できる状態のため、刑事責任能力は認められていると理解している。

(4) Dogs Trust

本部：17 Wakley Street, London, EC1V 7RQ

ホームページ：<https://www.dogstrust.org.uk/>

基本情報

団体の概要

- ・1891年、National Canine Defence League (NCDL) として設立。
- ・動物福祉を目的とするチャリティ団体（登録番号：227523）。
- ・Dogs Trust Worldwide は、Dogs Trust の姉妹団体であり、ボスニアヘルツェゴビナやタイ、メキシコなど世界的に活動を行っている（登録番号 1167663）。
- ・2016年収支
収入 9,840万ポンド（内、寄附 8,860万ポンド、譲渡費用 170万ポンド）
支出 8.610万ポンド（内、譲渡センター運営費用 4,610万ポンド、マイクロチップ挿入等の予防的活動 710万ポンド）

主な活動

- ・犬のウェルビーイングの確保に特化した活動をしている。
- ・毎年イギリス全土の野良犬 (stray dogs) の頭数調査を行っており、統計を発表している。
- ・イギリス国内に 20 か所、アイルランドに 1 か所、犬のリホーミングセンター（譲渡センター）を持つ。
- ・2016年は 13,526 頭（内、飼い主から 6,913 頭、地方自治体や他のチャリティ団体から 6,284 頭）の犬を譲渡センターに引き取っている。新たに飼い主が見つかった犬は、13,067 匹となっている。
- ・犬の不妊去勢手術や、マイクロチップ装着の促進も推進している。
- ・イギリス国内 12 か所で犬のしつけ教室をひらいている。
- ・ユニークな活動として、飼い主が家庭内暴力から避難している場合の飼い犬の一時的保護、飼い主がホームレスや住居に関する問題を抱えている場合に飼い犬へ無料の獣医療を提供する、などがある。

1 Dogs Trust の活動について

Dogs Trust は、犬の保護活動を行うチャリティ団体である。健康的な犬を安楽死させない、というスローガンをかかげて活動している。

Dogs Trust から犬を譲り受ける際には手数料がかかる。手数料は、全ての犬で一律 120 ポンドと設定されている。犬によっては、感染症予防の観点から、隔離して狂犬病予防接種やその他の獣医療を行う必要があり、そうした犬は 1 頭につき約 1,100 ポンドの費用がかかる。

犬を引き取る際には、料金の支払いを設けていない。これは、自治体も同様である。イギリス国内の犬を飼いきれなくなった飼い主は、多くの場合は自治体ではなく、保護団体に犬を託す。しかし近年では、不要になった犬をインターネットで販売する飼い主がおり、問題となっている。

犬の引き取りは、連れてこられた犬を全てひきとる（all-take）のではなく、基準にもとづいて選択している。Dogs Trustのもとにくる犬には最高のケアを提供したい、という考えから、ケアできる能力の範囲内でのみ引き取るようにしているという。譲渡センターのスペースを効率よく使うため、譲渡センター間で犬を移動させるなどの努力をしている。また、飼いきれなくなる犬を増やさないために教育が重要であると位置づけ、教育活動に力を入れている。具体的には、教育のチームを作り、イギリス全土の学校に、飼い主の責任や犬の飼い方などを教育しに行ったり、犬のしつけ教室、ドッグスクールを22ヶ所設置し、犬が問題行動を起こさないよう取り組んでいる。



オフィスの入り口



入り口の展示

2 犬の繁殖・販売について

現在イギリスでは、犬の繁殖と、販売と、飼養管理をするための施設（boarding）、展示の施設に関する新しい法令をつくらうという動きがある。現行法には古い法律があり、現状に対応できていないためである。その代表が、ペットの販売について規制する、Pet Animals Act 1951 である。成立された 1951 年当時というのは、当然インターネットが普及する前であり、インターネット販売への対応ができていない点が大きな問題である。

Dogs Trust では、ペットのインターネット販売に対して、Pet Advertising Advisory Group (PAAG) という機関をつくっている。PAAG は、インターネットを介したペットの商取引について最低基準を策定し、広告に関して、アドバイスや監督している。この最低基準を、新しいペット販売に関する法令に入れてもらうよう働きかけている。

PAAG の最低基準は 18 項目ある。内容は、離乳していない犬の広告を出してはいけない、飼育が禁止されている犬種の広告を出してはいけないなど、動物福祉の観点にもとづいている。現在この基準を積極的に遵守しているウェブサイトは、6 つしかない。

インターネット広告は、消費者をだますには格好のツールであり、誰が何を販売しているのか、透明性を確保できない。透明性確保のために、規制が必要と考えている。

犬の衝動買いについては調査があり、消費者の約 2 割が、事前のリサーチを行わずに子犬を買っているというデータがある。イギリス国内では、ラブラドルレトリバーが人気の犬種であるが、近年ではフレンチブルドッグや、イングリッシュブルドッグ、ダックスフント、パグなども人気である。また、デザイナーブリードも人気が出ている。

幼齢犬の販売については、現行法には抜け穴がある。条文に 8 週齢と書き込まれていないため、8 週齢に満たない子犬も販売が可能である。対応として、改正によって、8 週齢という文言が条文に書き込まれる予定である。なぜ 8 週齢かという点は、イギリスでも議論があった。パブリックコンサルテーションでもこの論点について意見が募集されたが、多くは 8 週齢がいいという意見であった。科学的根拠という観点から、明確な根拠として 8 週齢といえるわけではない。行動学的観点から 8 週齢のほうが母犬や兄弟と触れ合う期間を十分に与えることや、犬種によって必要な社会化期間のばらつきが考慮され、8 週齢としている。関係者に話を聞くと、コンセンサスとして大体 8 週齢で落ち着いてきているようである。

ブリーダーについては、①年に 3 腹以上の繁殖を行っている者はブリーダーライセンスを取得する、②商業目的で子犬を販売している者は、ブリーダーとしてライセンスを取得する、③広告にライセンス番号や、犬の出身国等の犬の詳細情報を記載しなければならない、という 3 点が盛り込まれる予定である。こうした内容が規定されるのは、子犬の密輸が大きな問題となっているためである。Dogs Trust としては、これだけでは不十分であり、1 腹以上生ませる者のライセンス取得、商業目的で子犬を生ませる者に限定せず、ブリーダー活動をしている全ての者のライセンス取得を徹底し、犬の流通経路の透明性確保を求めたいと考えている。

子犬の密輸は、最近出てきた問題である。EU 加盟国内の犬の移動は、EU の法令で規制されている。イギリスでは、もともと EU の法令よりも高い基準を規定していたが、2012 年に、EU の規制と足並みを揃えなくてはならないとして、基準を下げた。結果、子犬の密輸が増加する自体になった。Dogs Trust では、押収された密輸子犬を支援する取組みを行っている。

3 犬のマイクロチップ装着義務化について

Dogs Trust の活動のひとつに、野良犬の頭数の集計がある。毎年、各自治体に対して情報開示請求システム (Freedom of information requirements) を使ってデータを収集し、集計している。野良犬の数は、過去数十年にわたり減少傾向にある。減少傾向の理由は様々な要素が考えられる。具体的には、一般市民の不妊去勢に対する意識や飼養方法に関する意識の向上など、全体的に飼い主の飼養管理の質が上がった点や、社会的な意識の改革、教育などである。また、イギリス全土では、Dogs Trust が運営している譲渡センターを含めて、良質な譲渡センターが多数ある。そういった譲渡センターで譲り受ける犬は、ペットとしてクオリティも高いということが、だんだん定着してきており、譲渡センターの活用が増加し

てきたのも、社会の意識変化の一因と考えられる。

近年は、野良犬の減少傾向がさらに加速している。これは、マイクロチップの装着義務化によるものである。マイクロチップの装着が義務化されて以降、自治体に捕獲された犬の94～95%にマイクロチップが装着されており、飼い主への返還率が非常に高い。

イギリスではもともと、北アイルランドでマイクロチップの装着義務化が先行していた。北アイルランドでは、昔から **Dog licence** という制度があり、どんな飼い主であれ、どんな犬種であれ、犬を飼ったら必ず、手数料を支払い、ライセンスを取得しなければならないとなっている。このライセンスを取得する要件として、手数料の支払いとマイクロチップの装着が義務づけられているのである。イングランドでも、かつては同様の制度があったが、運用が難しかったためか廃止されている。なお、北アイルランドの制度では、飼い主が支払った手数料は、犬の課題に使われるのではなく、一般財源となる。この点から、**Dogs Trust** は、北アイルランドの制度には消極的な評価をしている。

マイクロチップの義務化は、EU の加盟国のうち 23 か国で義務づけられている。その概要は、EU **Dog & Cat Alliance** による EU 加盟国の犬猫に関する規制のレビューで確認できる。

4 安楽死について

Dogs Trust は、健康な犬を安楽死させない、というポリシーのもとで活動を行っている。しかし、シェルターにおいて、どうしても安楽死にせざるを得ない犬というのは発生する。理由としては、獣医療的な理由と行動的な理由の双方があげられる。**WHO** などの動物の身体的精神的ウェルビーイングの指針に照らし、動物の健康を維持できない状況や、**Dogs Trust** の職員の専門知識や専門技術でも改善ができない場合は、安楽死にする。

イギリスの獣医師は、動物の福祉への配慮という理由から絶対に安楽死をしなければいけないというような状況では、倫理的に、安楽死するのが義務であると考えている。これは、ある意味では法律の中にもあらわれている。2006年動物福祉法では、必要な獣医療を施さないと、罰則を受ける可能性がある。例えば、動物の苦痛を和らげる処置としての安楽死を行わないとなれば、必要な獣医療を提供しないとみなされる可能性が出てくる。安楽死を行わなければならない基準というのは明確なわけではなく、常に獣医師と飼い主の間でコミュニケーションをとり、適切な場合に、適切なタイミングで行うよう努力がされている。

飼い主が、犬が不要になった、飼いきれないとあって、獣医師のもとに安楽死を求めて連れてくる場合もある。獣医師は、まずは **Dogs Trust** のように、責任をもって新しい飼い主を探してくれる場所があると案内するなどして、説得を行う場合が多い。大半はこの説得に応じるが、それでもなお、飼い主が安楽死を希望するケースもある。獣医師によっては、ポリシーとして安楽死を断る場合もあるが、倫理的に難しい選択を迫られる。

動物福祉先進国といわれるイギリス国内でも、飼い主の犬に対する感情や扱いは様々である。例えば、レースに使われる犬（主にグレーハウンド）は、ペットのような扱いは受

けない。大規模な犬舎で、一律的に飼われている。同じ使役犬であっても、軍用犬や警察犬は一般住宅に住んでいる犬が多く、特に引退後は完全に家庭犬になる。

5 参考となる HP

ヒアリング後、動物福祉に係る参考 HP について以下の情報提供があった。

- The welfare of dogs and cats involved in commercial practices : a review of the legislation across EU countries– https://s3-eu-west-1.amazonaws.com/assets.dogandcatwelfare.eu/live/media/filer_public/f3/c4/f3c44506-728a-4b38-a05e-bc4909214db6/all.pdf

(5) Kennel Club

本部：Clarges Street, London, W1J 8AB

ホームページ：<https://www.thekennelclub.org.uk/>

基本情報

団体の概要

- ・1873年、当時流行していたドッグショーなどのルール策定のために設立。
- ・世界初の Kennel Club である。

主な活動

- ・犬の血統書の登録や管理を行っている。
- ・マイクロチップのデータベースのひとつである Petlog を運営している。
- ・犬の繁殖に関して、母犬と子犬の福祉を保護するための基準（Kennel Club Assured Breeder Scheme）を策定している。
- ・犬のトレーニングプログラム（Good Citizen Dog Training Scheme）を運営している。

1 子犬の販売経路について

イギリス全土では、年間 70～80 万匹ほどの子犬が購入されている。そのうち、Kennel Club に登録されているものは、おおまかにいって 22～23 万頭である。すなわち、取引されている子犬の約 3 割は、流通経路が明らかである。それ以外の子犬については、流通経路に不明点が多い。

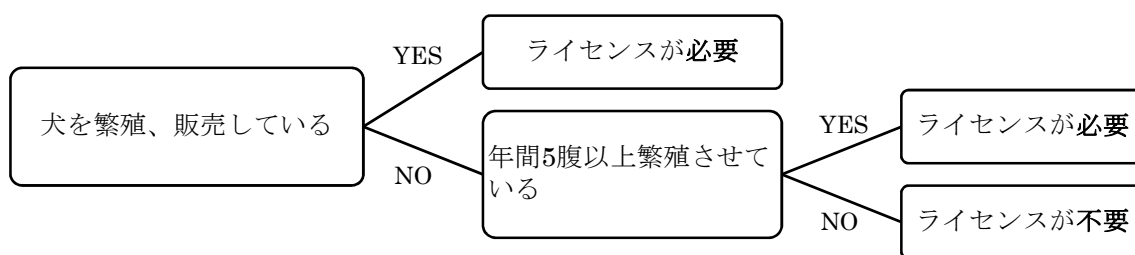
子犬の購入を希望する一般市民は、多くの場合はインターネットを用いて子犬を探す。Kennel Club のホームページでも、子犬の広告を掲載している。ラブラドルが欲しい、プードルが欲しい、というように、血統書付きの純血種の子犬が欲しい場合は、おそらくは Kennel Club のホームページを最初に調べられると思われる。

Kennel Club のホームページ以外にも Gumtree のような大手の広告サイトに、子犬の広告が出ている。こうした販売・インターネット商取引のサイトには、子犬だけでなく、タンクや車や、中古 (second hand) のものだったら何でも売る、というところも存在している。コッカープードルや、ラブラドゥードゥルが欲しいという場合には、ほぼ確実に、Gumtree やその他の子犬の広告を出しているサイトを探す。Facebook を通じて販売しているところもある。

イギリスでは、子犬を販売している業者のタイプは、大きく分けて 2 種類ある。繁殖から販売まで行う者と、ブリーダーから犬を仕入れて販売する、いわゆる puppy dealer や pet shop である。これらの販売業者は、ライセンスの取得状況も様々である。ライセンスを受けずに経営をしている業者については、合法的にライセンスが不要とされている場合と、ライセンスが必要なのに取得していない、すなわち違法な業者の場合がある。

ライセンスを受けて経営しているブリーダーや販売業者は、自治体による年 1 回の査察を受けている。査察では、自治体職員が実際に現場に行って、現場を目視で確認して、質問をし、ライセンス取得の要件にあった飼養管理がなされているか評価する。

イングランドにおいて、犬のブリーダーライセンスが必要か否かは、原則として以下の図のように判断される。犬を繁殖、販売している場合は原則としてライセンスが必要となる。犬を繁殖しているが販売していない場合でも、年間 5 腹以上の反則をさせている場合にはライセンスが必要となる。



こうしたライセンスは、自治体によって管理されている。現在もロンドン市内で犬猫の生体販売をしている業者は存在しているが、非常に少ない。

puppy dealer や pet shop を営むためには、動物を販売するためのライセンスが必要となる。しかし、一般家庭の住居のようなところで、繁殖から販売まで行っていると偽り、ライセンスをとらずに仕入れた子犬を販売している業者も存在している。こうした販売方法がとられているのは、他の EU 諸国から、販売目的で密輸された子犬であることが多い。主に東欧から、大量に、バンのような車に詰め込まれて子犬が密輸され、販売されている。これが、イギリスでは大きな問題となっている。

この問題は、動物福祉の観点に限らず、公衆衛生上の問題もはらんでいる。イギリスでは、長らく狂犬病が発生していない。しかし、犬の主な出身地域である東欧では、いまでも狂犬病が存在している。通常イギリス国内に犬を入れるときには、狂犬病の予防接種をして、それから 3 週間後に検査を行い、予防接種が成功し、かつ、その犬が狂犬病にかかっていないと確認してから入国が許される。

狂犬病の予防接種は 12 週齢から可能となる。しかし、東欧からやってくる犬の中には、8 週齢や 9 週齢の子犬もあり、予防接種が行われないことがある。こうした子犬の多くは、ドーバー海峡を渡って、イギリス国内へと入る。そこにはもちろん、国境警備を担当する職員が配置されている。彼らは、パスポートをチェックし、マイクロチップをスキャンして、パスポートとマイクロチップを照合する。密輸される子犬たちは、こうした手続きをすり抜けられるよう準備されており、狂犬病の予防接種をしていない子犬が、イギリス国内に入ってしまうのである。

もともと、国境警備を担当する職員は、あくまでも違法移民やテロリズムに対して対策を講じる目的で配置されているのであって、子犬 1 匹 1 匹に対して、詳細なチェックはでき

ない。こうしたチェックは、本来は DEFRA の仕事であるが、DDEFRA は現在、そういった子犬によって狂犬病がイギリスに入ってくるリスクは非常に低いので問題はないという考え方を示している。

こうした密輸子犬が何頭イギリス国内にいるかは、全くの未知数である。一説では毎日 100 匹がイギリス国内に入ってくるといわれている。この子犬たちは、まずロンドンに集められ、そこから各地に流通する。密輸される子犬の多くは、パグやフレンチブルドックのような、膝に乗るサイズの犬である。

2 ブリーダーに関する規制について

ブリーダーのライセンス制度の問題としては、バランスを保つのが難しいという点あげられる。一見簡単な解決策として、繁殖している人全てにライセンスが必要としてみえればいい、という意見がある。しかし、多くの優良なブリーダーは、1年に1腹、2腹くらいしか生ませない。こうしたブリーダーについてもライセンスが必要としてみようと、わざわざ毎年ライセンス取得のための手数料を払い、当局の査察を受けなければならない。優良なブリーダーにとってこれは大変な負担であり、繁殖をやめるブリーダーが増え、繁殖の文化がなくなってしまう危険性がある。Kennel Club としては、優良ブリーダーをこのスキームから追いやり、残るのは大量に繁殖する業者だけ、という状況にはしたくないので、繁殖を行う全ての人にライセンス取得を求める規制には反対である。ライセンスが必要な場合が何件存在しているのか、規制をかける必要性のない優良なブリーダーに対してまで強い規制をかけ、厳しい監督下におくべきなのか、こういったバランスを保つのが非常に難しいのである。

DEFRA は現在、ライセンスを必要とする基準点を、12 か月間で 5 腹から、12 か月間で 3 腹に下げるという改正案を提案している。これには、ライセンスの枠組みにより多くのブリーダーを入れ込むことで、より多くの業者を監督下に置こうという思惑がみえる。

1年で3、4腹しか生ませないブリーダーは、DEFRA の提案を快く思っていない。彼らが不安視しているのは、自分たちが基準を満たさない可能性ではない。当局の人間に家の中に入り込まれ、犬についての専門知識がない職員にとやかく言われる、という点を不安視しているのである。また、ライセンスを監督する自治体は、ライセンス所有者を査察し、違法な営業を行っている者を探し出すリソースに欠けている。そのため、自分たちがきちんとやっても、隣の違法な業者が野放しではないか、という不平等感を感じることもつながらる。

こうした基準となる頭数などの細かい規制というのは、イギリスでは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各地域に委ねられている。ウェールズと北アイルランドでは、5、6年前に5腹から3腹に基準点を引き下げている。スコットランドは5腹が基準点で、変更の予定はない。

ライセンスの有無にかかわらず、全ての犬に関連する業者は、動物福祉法のもとに規制さ

れている。たとえライセンス取得が必要ない業者であっても、動物福祉法の中に規定されている飼養管理の方法、基準等は、遵守する義務がある。

DEFRA が提案している改正案の中で、Kennel Club も注目している興味深い仕組みがある。ライセンシングの枠組みのなかで、good practice を認めて、奨励しようというものがある。例えば、犬の業者が、親となる犬の遺伝子検査を行ってから繁殖を実施している、飼育施設における犬と飼養管理者の割合が低い（飼養管理者が十分に配置されている）等、高い基準で運営していると証明することができた場合、ライセンス取得にかかる費用を減らす、査察の回数を減らすなど、ブリーダーに有益な措置がとられる。そして、ブリーダーの評価（assessment）を公表し、ブリーダーに世間の目を向けさせるのである。長期的には問題のある成犬が出回る確率が少なくなると期待している。

なお、イギリスで確立されている、健康チェックのための遺伝子検査は、純血種の犬の健康を保つためにつくられたものである。そのため、純血種の健康を把握するうえでは非常に信頼性がある。一方で、雑種については、どこまで確立しているのか疑問が残る。

ブリーダーの基準について、Kennel Club は、Assured Breeder Scheme（以下、「ABS」という。）という枠組みを持っている。この中に、優良なブリーダーの基準として、遺伝子検査や健康診断を行う、1年に設けられる基準点を下げるといった内容が含まれている。

血統書付きの純血種を繁殖しているブリーダーにも、2通りある。その犬種が好きだけでも、その犬種を販売したいという商業目的の関心が強いブリーダーと、本当にその犬種が大好きで、ドッグショーにその犬種を出すことに心血を費やしているブリーダーである。後者は、その犬種について、伝子疾患や遺伝子の欠陥すべてを排除して、完璧に仕上げようという志向が非常に高い。イギリスは島国であり、遺伝子プールが非常に限られている。ブリーディングをずっと行っているので使いつくされているともいえる状況であり、本当にブリーディングをしたいという人は、他国で違う遺伝子プールの犬を探す。例えば、ジャーマンシェパードのブリーダーは、ドイツやオーストリアにまで出向き、犬の交配を行ったり、精子を持ち帰ってくるなどして、異なる遺伝子プールの犬と繁殖を行う。このように、2つの異なる遺伝子プールの犬たちを掛け合わせるのが、本来の犬の繁殖の醍醐味ともいえる。こうしたブリーダーたちは、当然、外国の犬や遺伝子プールを持ち込んだ影響も考えている。日本も島国なので、同様の課題が出てくるかもしれない。

ブリーダー規制の基準については、国レベルでライセンスに関する法律にもとづく基準があり、数値も含めた基準が規定されている。それとは別に、Kennel Club でも基準を策定しており、こちらの基準のほうが厳しいものとなっている。Kennel Club の基準では、8歳以上の雌犬は、正当な理由を示さない限り母犬として登録できない、母息子、父娘、兄弟同士は原則として交配させてはいけない、というような具体的な内容が定められている。健康診断については、犬種ごとに絶対条件となっている項目や、絶対的ではないものの強く推奨されている項目などに分かれている。

3 犬のマイクロチップ装着義務について

イギリスでは、マイクロチップの装着は、義務化される以前からかなり普及していた。マイクロチップの装着義務化により、マイクロチップを装着していない犬が見つかり、その飼い主は処罰を受ける。しかし、マイクロチップ未装着が判明してから、一定の期間内に改善すれば処罰は受けず、規制としてはかなり緩やかなものになっている。これは、マイクロチップの規制が、人を罰するためにつくられたのではなく、責任ある飼い主になるための手伝いをするという観点からつくられた規制だからである。

イギリスでは、社会全体で、みんなが責任を持って犬を飼おうという風潮がある。具体的に責任ある飼い主がどうあるべきか、というと、迷子や野良になってしまった犬をすぐに飼い主に返還できるようにする、犬の出どころについて責任を持つ、犬の福祉を保障する、散歩中に発生した排泄物は責任をもって清掃する、犬のしつけや行動管理を適切に行う、といった点があげられる。**Kennel Club** が目指しているのは、犬をコントロールできない飼い主が、自らそれを問題視し、助けを求めるという社会である。自治体に指導されるよりは、自主的に責任のある飼い主へと成長してほしいという思いがある。

そのために、**Kennel Club** や **Dogs Trust** のように、様々な団体が、様々な取組みを行っている。**Kennel Club** では犬のしつけ教室を随時提供したり、しつけ教室の認定制度や、認定トレーナーのリストを公開したりしている。**Good Citizen Dog Scheme** という枠組みもあり、犬のしつけの度合いに応じて、認定証をもらえる仕組みをつくっている。**Dogs Trust** には、**Dog School** というプロジェクトがあり、低所得者層等、犬のしつけに対してお金を払えない飼い主を助成し、犬のしつけ教室に参加させるという仕組みをおいている。

マイクロチップ装着は一般の飼い主についてはソフトな規制だが、犬を販売する者にとっては厳しい規制でもある。犬を販売していて、マイクロチップが未装着であると発覚した場合、即座に 500 ポンドの罰金刑が課される可能性がある。飼い主にソフトにしている分、その上流を厳しくし、飼い主にもともとマイクロチップが入った状態で犬が提供されるようにするためである。

全体的に、マイクロチップの仕組みは非常によく機能しており、遵守率も高い。改善が必要なのは、引越しなどで飼い主情報に変更がある際に、飼い主が情報のアップデートを怠ってしまうという点である。この問題に対しては、現在 **Royal Mail**（日本でいうところの日本郵政）と協力して、取組みがなされている。引越しするとき、ほとんどの人が **Royal Mail** で、郵便物転送の手続きを行う。その際に、**Royal Mail** から、ペットを飼育している場合はマイクロチップの情報を必ずアップデートしてください、というお知らせのはがきを送るようになっている。

イギリスでは、マイクロチップの装着義務は 2016 年に施行された。制度導入時に問題となったのが、駆け込み登録である。義務化が施行される 1 年位前から、かなりの労力を使って、周知活動が行われていた。しかし、実際に義務化が施行された 4 月付近では、**Petlog** への問い合わせや、登録希望の連絡が 300% 増になった。法律を遵守するために登録したい、

登録情報を変更したいという人の問い合わせは 4 月から 9 月くらいまで続き、キャパシティオーバーの状態であった。1 年前から周知活動を行っていたにもかかわらず、こうした状況が発生したのである。

4 マイクロチップのデータベースについて

現在イギリスにあるマイクロチップのデータベースの会社は 8 社あり、**Kennel Club** が運営している **Petlog** は、その内の 1 社である。マイクロチップ番号があれば、どのデータベースに登録されているかが即座にわかり、権限を持つ者は、マイクロチップに登録されている情報を閲覧できる。閲覧権限は厳しく規制されており、権限を持っていない者は、当然、個人情報にはアクセスできない。つまり、番号があればどのデータベースに情報が登録されているかがわかるが、その登録情報にアクセスできるのは、法定された権限を持つ者だけである。

マイクロチップの装着は、事実上は、犬の最初の所有者であるブリーダーが行う義務を負う。このとき、最初の飼い主として必ず自分の情報を登録することが法律で求められている。しかし、話に聞く限りは、登録を怠るブリーダーもいるようである。

マイクロチップに登録すべき情報は、法律の条文に規定されている。まずは犬の所有者の名前と住所、ブリーダーが犬の所有者だった場合はライセンス番号等が必ず必要となる。その他、犬の名前、性別、犬種（雑種の場合は、どういった犬の掛け合わせたか）、犬の毛色、年齢、誕生日（レスキューから引き取った犬はわかる範囲で）を登録する必要がある。

データベースの登録情報を閲覧する権限は、警察、地方自治体にその権限を与えられた者、行政の省庁の長より権限を与えられた者に限られる。実際は、警察と自治体職員である。自治体によっては、野良犬（stray dog）対策をチャリティ団体に委託しており、そういった体制の自治体では、マイクロチップの情報の閲覧権限がチャリティ団体に与えられている可能性があるが、そういった話は聞いたことがないという。

Petlog の運営資金は、登録するための登録料、情報変更の際の手数料等で収入を得られるようになってきている。運営を支える体制は、ちょうど **Petlog** の担当チームと、血統書の登録・書類の事務のチームを統合したばかりなので、スタッフの数などの詳細が正確に把握できていない部分がある。

Petlog に登録されている情報を変更するためには、アカウントのパスワードや変更のための特別な番号を発行しており、これらによって不正な情報の書き換えを防いでいる。マイクロチップ番号の他に、アカウントの ID とパスワードがなければ、更新はできない仕組みをとっている。また、所有者が変わる際には、特別な飼養管理者変更用の用紙があり、それにのっとった手続きを行う。情報の変更手続きは、法律で規定されているものではなく、データベースごとに独自の方法をとっている。**Petlog** では、**Transfer of Keepership Form** という用紙を使って手続きを行う。この変更の届出には、その犬特有のコード番号がふられており、元の飼い主が、必ず保有する。法律が求めているのは、新たな所有者に対して、マイ

クロチップが装着されているか確認し、その情報を変更することである。

こうした保有者（所有者）変更の仕組みは、99%の場合は機能している。しかし、元の飼い主が亡くなってしまった場合などは、犬特有のコード番号や必要な情報がみつからない可能性が考えられる。こういった場合には、コード番号なしで、所有者を変更できるというシステムがある。もっとも、データベース側の義務として、このようなシステムが悪用されないような管理が求められている。例えば、盗難にあった犬を、前の飼い主が亡くなったと偽りって変更の届出ができないように、今登録されている所有者に連絡を取るといった確認をしている。

(6) Battersea Dogs & Cats Home (施設見学)

1 Battersea Dogs & Cats Home について

- ・犬と猫の引き取り、譲渡活動を行っている。
- ・今回訪問した Battersea London の他に、ロンドン近郊に Battersea Old Windsor (イングランド南東部バークシャー州)、Battersea Brands Hatch (イングランド南東部ケント州) という 2 つの施設をもつ。
- ・チャリティ団体 (登録番号: 206394) として登録されている。
- ・公的機関の資金は投入されておらず、寄付や、様々な取組み (ショップとの提携、企業との提携、チャリティーマラソンなどのイベントなど) で賄われる。
- ・施設見学者から入場料 (大人£2 程度) をとっている。
- ・3 つの施設の年間運営費用は、約 1,800 万ポンド (1 ポンド=150 円として、約 27 億円) である。

2 Battersea Dogs & Cats Home London について

1) 基本情報

住所: Battersea Park Road, London SW8 4AA

- ・Wandsworth 区 (GLA) に位置する。Victoria 駅から Southern Railway で 1 駅、Battersea Park station から徒歩 5 分程度。
- ・現在の場所に犬の保護施設が建てられたのは、1871 年のことである。
- ・400 人の職員と、1,000 人のボランティアが働いている。



施設入場口からの写真。手前に猫舎、奥に犬舎が広がっている。

2) 犬について

①引き取り

- ・感染症予防のため、譲渡希望者用の入口とは別に、引き取り希望者用の入口がある。
- ・個人飼い主や他の動物福祉団体（レスキュー）、から犬を受け入れている。行政が捕獲した犬が、7日間の収容期限を過ぎてから持ち込まれることもある。平均して、1日に一般人からは5, 6頭、行政からは1, 2頭の犬を引き受けている。小さい動物福祉団体（レスキュー）ともパートナーシップを結んでおり、ウェールズなど遠方から、1か月に1度、まとめて5, 6頭連れてこられることもある。
- ・飼い主が直接犬を連れてきた場合は、引き取る前に、行動上の問題や、獣医学上の問題について詳しく聞き取りを行う。
- ・全ての犬を引き受けるのがポリシーであり、引き取り拒否は行っていない（他の保護施設では、譲渡しやすい犬を選別して引き取っている場合もある。）。
- ・引き受ける犬は **Green Dog**（ケンネルコフ[kennel cough]の危険性がない犬）と **Red Dog**（他の施設から連れてこられたなど、ケンネルコフに罹患している又は罹患している可能性のある犬）に分けられる。**Red Dog** については、決められた引き取り施設が1か所あり（**Green Dog** 施設に隣接）そこで対応する。
- ・引き取りの際は、50ポンドの寄附を求めているが、あくまでも寄附であり、義務ではない。払わない人もいるし、払えない人もいる。
- ・持ち込まれる犬種については、個人からの引き取り希望では、ブル、ハスキー、アキタなどの大型犬が多い。理由としては、大きくなると想定していなかったことがあげられる。グレーハウンドは、元レース犬が多い。
- ・個人からの引き取り希望の理由は、離婚や引っ越しなどの、飼い主を取り巻く状況の変化が多い。
- ・犬が高齢になったとあって、引き取りを希望する人もいる。高齢の犬は獣医療の費用がかさむが、その費用が払えない、つきっきりでケアできない、年をとって頑固になってしまい扱いきれない、などの理由がある。

②保護施設における飼養管理

- ・引き取られた犬は、まず犬舎担当に引き継がれ、犬舎でアセスメントが行われる。アセスメントでは行動評価と健康診断の両方を行っている。
- ・2015年に新設された4棟の犬舎は、感染症予防の観点から、各犬舎が独立した構造になっている。キッチンや換気システムも独立しており、感染症が発生した場合でも、発生犬舎のみを隔離することができる。犬舎に入る際には、担当者以外（部外者、施設職員共に）はシューカバーの着用が求められる。
- ・施設を増設したのは、収容しなければならない犬が増えたからではない。近年、収容数が少ない方が、施設から出ていくのは早くなることがわかった。これは、ストレスや病気の

リスクが減り、ケアの質が上がるためと考えられる。

- ・1頭につき1部屋があてられている。信頼醸成の観点から、1頭の犬をできるだけ1人の職員が一貫して担当できるよう、各棟の職員を固定している。(1頭を複数名で世話するが、中心となる担当者が決められている。)各棟の職員の労働量が均一になるよう、収容する頭数などが配慮されている。
- ・ホワイトボードには犬の名前が書かれた表があり、アセスメントの結果や、その犬に何が必要か、接触の状況などの情報が記入されている。犬の情報が記載されているホワイトボードのそばに置かれているPCには、犬たちのアセスメントの状況や、観察結果、清掃の情報など、様々な情報が入力されている。
- ・こういった経緯で施設にきた犬でも、犬たちはセンターに来る前の段階でなんらかのストレスを抱えている。そのため、エンリッチメントには十分な注意を払っており、床暖房の設置やおもちゃの充実などでメンタル面の充実を図っている。犬舎が静か(収容されている犬が鳴かない、吠えない)なのは、お昼寝の時間や、セントワーク (scent work ; 嗅覚を使って行うゲーム等。犬のストレス発散に効果的があるといわれている。)等、様々な新しい取り組みを取り入れてストレス対策を行っているためである。犬舎は17時に消灯するが、消灯後はとても静かになる。新たに収容された犬も、2, 3日で順応する。
- ・6畳程度のパドックが複数あり、行動評価や日常の運動などに使われる。床は、人工芝のような素材で、下が砂になっている。床材は柔らかくて犬にやさしく、掃除もしやすい。
- ・虐待の影響などで獣医療が必要な場合は、施設内のクリニックでケアする。クリニックの犬舎のほうが、一般犬舎よりもケアが手厚い。
- ・行動評価、健康診断が終わると、譲渡 (rehome) を待つ施設に移る。譲渡を待つ施設は、1970年ころに建てられた古い犬舎なので、新設された犬舎に比べると飼育管理の質が下がる(床暖房の設置がない、など。古い犬舎もリフォーム済みであり、暖かく清潔な印象を受けた。)
- ・譲渡を待つ施設でも、犬は1頭につき1部屋があてられる。詰めて収容するとストレスになるので、まばらに部屋に入れている。そのため、空室も多い。犬を落ち着かせるために、ラジオをかけている。
- ・home room という一般家庭のリビングを再現した部屋があり、ここで犬を一般家庭に順応できるように馴らしたり、犬と譲渡希望者の面会を行ったりする。

③譲渡

- ・職員が、譲渡希望者からライフスタイルや居住環境などを詳細に聴取する。その後、譲渡専門スタッフが面接を行い、マッチングをする。(希望と異なる犬種で、ライフスタイルに合致した犬種をマッチングする場合もある。)
- ・譲り受ける際には、料金の支払いが求められる(右表参照)。この料金で、マイクロチップの装着、予防接

成犬 (6ヵ月齢以上)	£135
子犬 (6ヵ月齢未満)	£165

種、ノミや寄生虫の駆除、不妊去勢手術、首輪、リード、ID タグ、飼育開始時のフード、ペット保険 1 か月分がカバーされる。提携銀行 (Metro Bank) 利用者は 105 ポンドの払い戻しを受けることができる。

- 平均的に、引き取りから 4 週間程度で新たな飼い主が見つかる。

3) 猫について

①引き取り

- 猫の施設は 2 階建てになっており、1 階に受付、2 階に猫の個室がある。犬の施設のように入口を分けておらず、引き取り希望者も譲渡希望者も同じ入口を使用する。
- 持ち込まれる全ての猫を受け入れている。
- スペースの問題などもあるため、持込の際には可能な限り、事前予約を行っている。例えば、2 週間後に引っ越し予定の人であれば、引っ越し直前まで飼養管理してもらうなどの工夫をしている。
- 冬季は成猫が多いが、春夏は子猫が多い。

②保護施設における飼養管理

- 猫の個室は上下運動できるようになっており、隠れることができる場所が用意されている。これは、猫の習性 (上下運動が必要、他者の目に触れない場所を好む) を考慮している。
- 子猫については、できる限り早い段階 (9 週齢) で避妊去勢手術を行っている。
- 離乳前の子猫については、一時預かりボランティアが世話をする。職員が、ボランティアとして世話をすることもある。

③譲渡

- 犬と同様に猫についても、職員が、譲渡希望者からライフスタイルや居住環境などを詳細に聴取し、マッチングを行う。希望した猫を必ずしも譲り受けられるというわけではない。
- 譲り受ける際には、料金の支払いが求められる (右表参照)。この料金で、マイクロチップの装着、予防接種、ノミや寄生虫の駆除、不妊去勢手術、ID タグ、飼育開始時のフード、ペット保険 1 か月分がカバーされる。提携銀行 (Metro Bank) 利用者は 65 ポンドの払い戻しを受けることができる。
- 平均的に、引き取りから 3 週間程度で新たな飼い主が見つかる。
- 一般家庭での飼養に適さない猫は、ワーキングキャット (ネズミ捕り猫) として農場などに引き取られる。(この施設から譲渡された非常に有名なワーキングキャットとして、首相官邸のネズミ捕り猫がいる。)

	1 匹	2 匹
成猫 (6 ヶ月齢以上)	£75	£120
子猫 (6 ヶ月齢未満)	£85	£130

4) その他

- 犬・猫ともに収容期限を定めていない。長期間新しい飼い主が見つからない場合は、ストレス軽減のために一時預かりに出す場合もある。
- 重い病気や、行動評価の結果、一般人が飼えない状態と判断された場合は、安楽殺の決断をする場合もあるが件数は極めて少ない。全ての犬猫を引き取るというポリシーから、収容される犬猫たちの 1/3 は、他の施設で引き取りを断られた犬猫である。しかしながら、多くは行動・獣医療面において、専門の職員が非常に努力して改善を図っている。
- 高齢を理由に、譲渡は断らない。高齢であるなしに関わらず、譲渡を希望する個々人の生活スタイルや、状況に応じて判断している。
- シェルター（非営利の保護施設）の施設運営について、ライセンス制を含む法的規制はない。この施設は Association of Dogs and Cats Home（ADCH <http://www.adch.org.uk/>）に加盟しており、ADCH が定める基準を満たす施設となっている。

(7) RSPCA Millbrook Animal Center (施設見学)

1 RSPCA が運営するセンターについて

- ・ RSPCA (団体) の詳細は 19 頁参照。
- ・ RSPCA の inspector によって捕獲、救出された動物の、保護、リハビリ、譲渡活動を行っている。
- ・ 動物たちは、遺棄、虐待、ネグレクト等の厳しい状況から救出されてくるため、健康状態に問題のある場合や、ハンドリングやしつけに問題がある場合も多い。
- ・ 犬、猫、フェレットやウサギ・モルモットなどの小動物全般、馬、鳥、山羊、魚を保護している。

2 RSPCA Millbrook Animal Center について

1) 基本情報

住所： Guildford Road Chobham, Surrey GU24 8EH

- ・ イングランド南東部サリー州に位置する。
- ・ Waterloo 駅から South Western Railway で約 30 分、Woking 駅から車で約 20 分。
- ・ Millbrook のセンターは設立から 53 年経っており、RSPCA のセンターの中でも古いセンターである。敷地面積は 78 エーカー (約 30ha)。
- ・ 現在、レセプションやスタッフのオフィスを建替え中である。
- ・ センターの運営資金は、年間 75 万ポンド。施設運営の基本的な経費 (人件費や施設の基本的な維持費用、獣医療に係る費用など) は RSPCA 本部から出るが、追加的な設備 (ドッグランやキャビン (後述) など) については、本部からの資金が出ない。そのため、センターでも独自の資金調達チームを持っており、追加的な設備のための費用はここで集めている。
- ・ 職員は 21 人がローテーションで働いている。動物の 24 時間管理が必要なため、施設内に社宅があり、ここに住んでいる職員もいる。
- ・ ボランティアは 60 人程度おり、犬の散歩やショップなどを担当している。歴史があるセンターなので地元の人に存在が定着しており、地元の人々の支援が多い。
- ・ 原則として、一般飼い主の引き取り希望は受け付けていない。例外的に、いきなり連れてこられ、引き取りを拒否すると遺棄されると予想される場合などは引き取っている。
- ・ 動物福祉向上のために教育を重要視している。特に幼少期からの教育が必要だと考え、遠足の受入れなどを行っている。

2) 犬について

①施設



左：旧犬舎を外から見た様子



右：一般住宅をイメージしたキャビン

- ・現在4つの犬舎がある。犬舎は古く、2008年に現在の動物福祉に適応するように建替えをはじめた。しかし、経済状況の変化（2009年のリーマンショック）により、1棟の建替えしか済んでいない。
- ・古い犬舎は、1つの建物に6つのポッド（個室）がある。キッチンエリアは、共有の者が1か所あり、ここで旧犬舎の分のご飯を用意している。
- ・新しい犬舎は、キッチン設備を具備しており、ポッドが4つごとに区切れるようになっている。古い建物に比べて静かな環境を保てるようになっている。
- ・犬舎とは独立して、犬を遊ばせるパドックやドッグラン、一般住宅をイメージしたキャビン（小屋）がある。
- ・後述する馬の施設の周囲には、犬を安全に散歩できる小路がある。ぬかるまないように、小道の床面には配慮がある（舗装なのか、ウッドチップ等なのか不明。担当者は「配慮」と言っていた）。

②保護施設における飼養管理、他

- ・犬を引き取ると、まずは犬舎と別の建物(処置室)につれていき、そこで健康診断を行う。
この建物は建替え予定である。建替え後は、不妊去勢手術などの獣医療の提供が可能な建物にして、獣医師を1名常駐させる予定。現在は、手術などの獣医療のためにはセンターから獣医師の元まで連れて行っている。
- ・犬たちは、平均的に5~10日間ここで飼養管理され、その後譲渡される。譲渡前には、行動評価、性格評価、健康診断を行う。
- ・現在、犬舎の1棟が子犬専用になっている。これは、保護された状況から、感染症に関する懸念があるためである。1棟を専用にして、隔離し、経過観察している。
- ・犬を一般住宅に馴染めたり、犬のストレスを軽減するためにキャビンが使われる。犬たちは、キャビンに来ることを非常に喜ぶため、使用頻度は高い。
- ・犬舎には、大型犬が多く、特にグレーハウンド系の犬(レース犬)や、ブル系の犬が見られた。
- ・大型犬は、飼育のためにスペースが必要であり、飼い主に一定のハンドリング技術が要求されるため、飼い主が見つかりにくい。現在、犬舎にいる犬で生活期間が最も長いのは6ヶ月間である。

3) 猫について

①施設



左：猫舎の様子 右：猫の個室（屋内部分）

- ・猫舎は25年前に建設された。建設時に十分に検討してデザインされ、丁寧に手入れしている。(見学していても、古いという印象は受けなかった。)一頭ごとに区切られた個室があり、室内に面したスペースには寝床などが、室外に面したスペースには上下運動や隠れることができる設備が具備され、日当たりが良好であった。

- ・猫舎建設当初は一般人が持ち込む猫も引き取っていたが、今は **inspector** が持ち込む猫しか受け入れていない。その結果、非常に劣悪な環境からやってくる猫が増え、感染症リスクが高まった。これは、猫舎建設当初は予想していなかった事態であり、対応のために個々の猫ユニットごとに独立した換気システムを後から設置した。
- ・猫舎とは独立して、隔離棟がある。多頭飼育崩壊からレスキューされた猫などは、猫風邪を発症している場合が多く、すぐには譲渡できない。くしゃみをしていたり、涙ぐんでいる様子があれば、隔離棟に入れて治療をする。治療後、新しい飼い主を探す。

②保護施設における飼養管理、他

- ・1頭ごとに、名前、発見時の情報、性格等が詳細に記載された紹介カードが掲示されている。猫の状態は、交通信号のように、緑、黄色、赤に分けて評価されており、具体的には、緑はフレンドリーな個体(全てのボランティアが対応可能)、黄色は扱いに注意が必要(限定されたボランティアとスタッフのみ扱い可能)、赤は難あり(感染症罹患個体等、スタッフのみ扱い可能)、となっている。(犬についても同様に、緑、黄色、赤で状態を評価しているとの説明があった。)
- ・春から夏にかけては、繁殖による子猫が増加する時期なので、忙しくなる。
- ・猫は犬と比較すると飼養管理がしやすい(仕事をしていても飼える)ので、新しい飼い主がすぐに見つかる傾向にある。
- ・猫舎はボランティアにも人気で、寄付も集まりやすい。例えば、各個室にある手編みのブランケットは、ボランティアが作っている。このブランケットは、新しい家に引き取られる際に、猫と一緒に持って行ってもらう(においがついてるので、猫が安心する。)
- ・寄付したものが、どう使われているかわかりやすいためと思われるが、お金よりも、物品の寄附が集まりやすい。Amazon にウィッシュリストを出して必要な物品について寄附を集めている。また、SNS に足りない物品について書きこむと、すぐに集まる。

4) 小動物について

- ・小動物の保護施設は1棟で、内部がウサギ、ネズミ、モルモット、フェレットの部屋に分かれている。
- ・ウサギやフェレットの個室は、屋内と屋外を行き来できるようになっている。
- ・ウサギは個室とは別に、屋外に小さな運動させる施設が4つ程度あり、天気のいい日はここで遊ばせたりもしている。
- ・ウサギは気軽に飼育を初めた結果、問題となる場合が多い。多頭飼育崩壊状態に至るケースや、購入後小屋に入れて放置し、劣悪な飼育環境となってしまうケースなどがある。
- ・ネズミ(ラット、ハムスターなど)は、ほとんどの場合、一気に大量の頭数が保護される。

5) 馬について

- ・馬が休むための施設、牧場、馬を走らせられる砂地の馬場がある。

- ・周囲に設置されているは犬の散歩道とは、金網などで分かれており、馬と犬が顔を合わせないようにしている。
- ・イングランドでは、馬についての問題も多い。後先考えずに繁殖させてしまうケースや、自分の敷地外に勝手に放牧してしまうケースがある。後者の場合は発見されても飼い主が名乗りせず、所有者不明となる。多くの馬は若く、やせ細った状態で発見される。

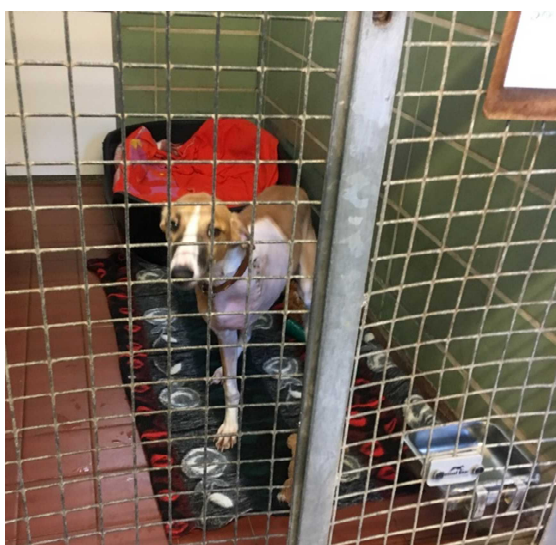
6) 収容動物に関するレスキューの具体例

ケース 1 : 3 頭の子犬



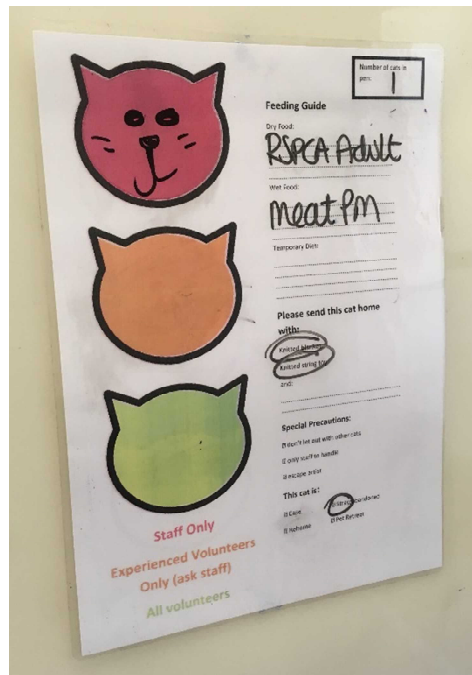
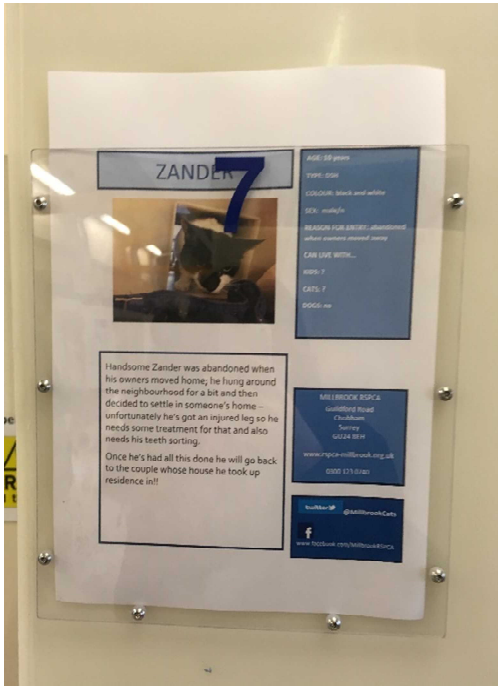
犬種はバラバラで、溝にまとまって遺棄されていたところを発見された。発見時にすでに死んでいた子犬もいた。

ケース 2 : 左前脚が欠損したグレーハウンド



左前脚が骨折した状態で発見された。骨折後すでに 1 週間程度経過していたとみられ、治療の過程で足を切断せざるをえなかった。骨折の経緯は不明であるが、おそらく、ウサギを追いかけるスポーツ (hare coursing) のために繁殖、飼養されていたのではないかと考えられる。このようなスポーツのために繁殖している所有者は、犬がけがをした場合、費用をかけて治療しようとは思わないので、負傷した状態の犬を遺棄することがある。

ケース 3 : 遺棄されていた猫



飼い主が引越しの伴い遺棄され、うろついていたところを近隣住民に発見された。脚の怪我と、歯の問題から、状態は「赤」と評価されている。

ケース 4：多頭飼育崩壊から保護されたウサギ